

**防災スペシャリスト養成研修
地域別総合防災研修（近畿：神戸市）**

防災行政概要

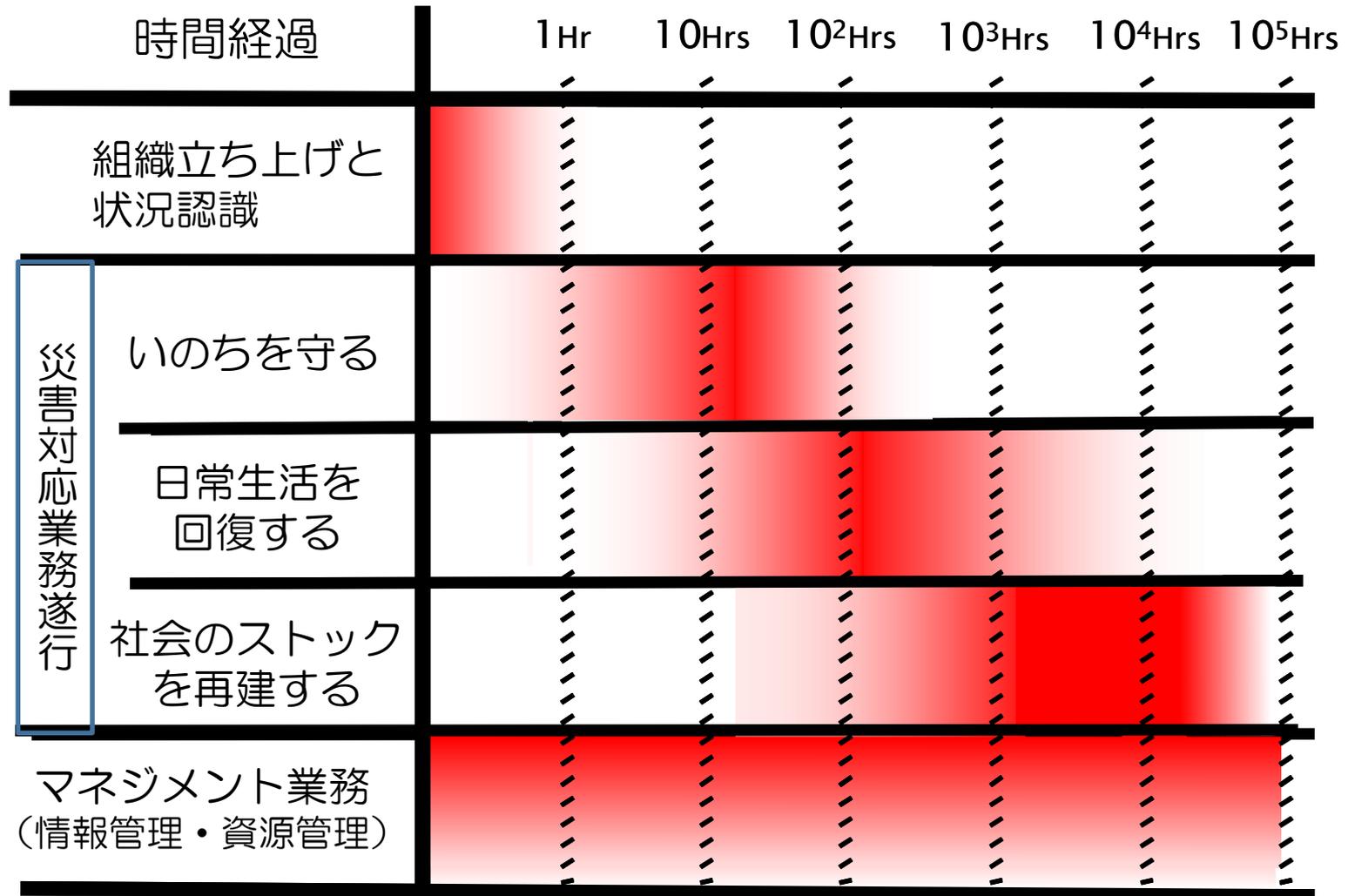
平成27年10月29日



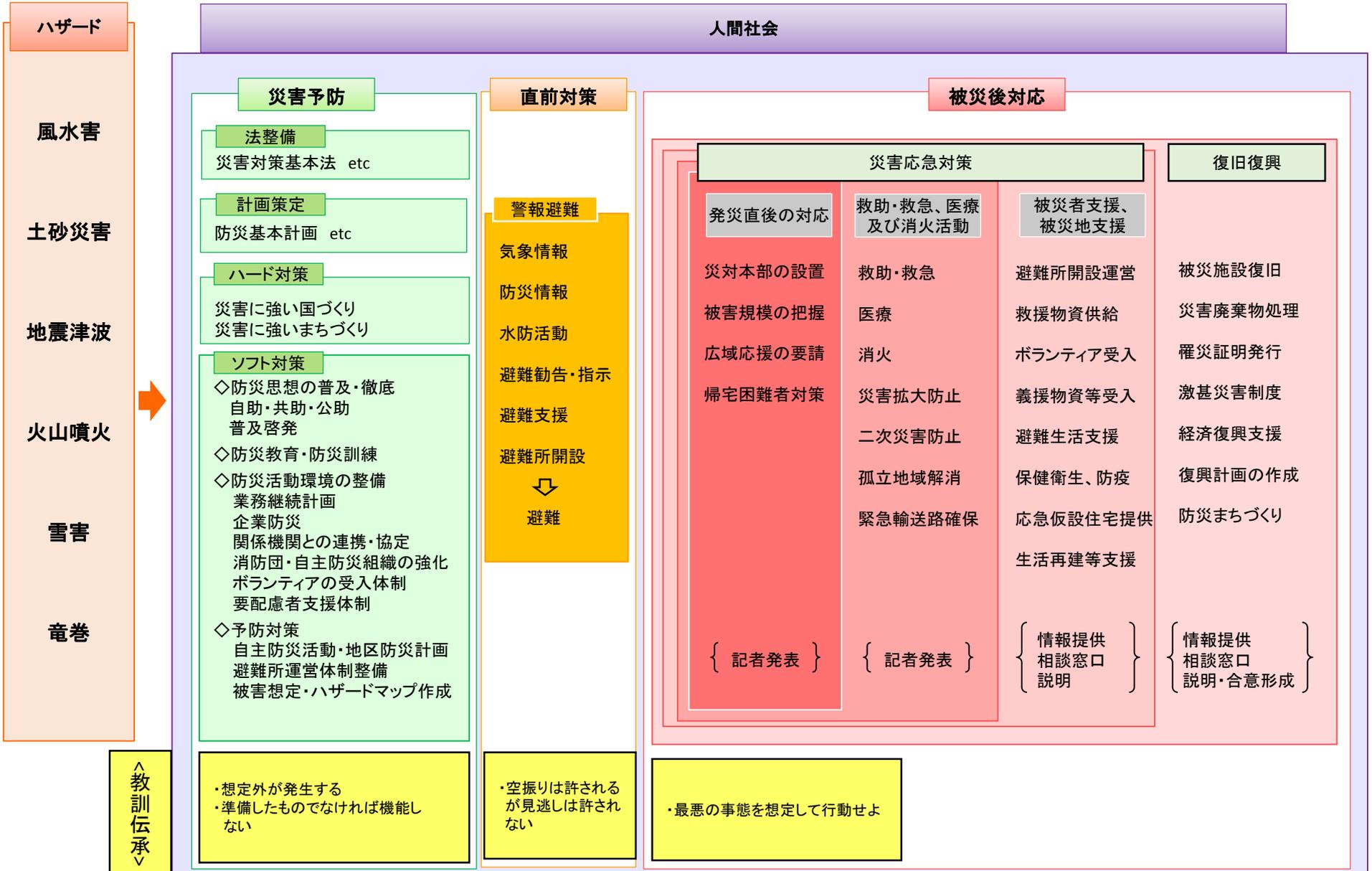
内閣府（防災担当）

時間経過に応じた災害対応

状況認識をできるだけ早く、災害対応業務を効果的にできるようにマネジメント



防災・減災のフェーズと対策



1. 自然災害の発生要因

2. 災害予防

3. 直前対策

4. 被災後対応

4-1 【災害応急対策】 発災直後の対応

4-2 【災害応急対策】 救助・救急、医療及び消火活動

4-3 【災害応急対策】 被災者支援、被災地支援

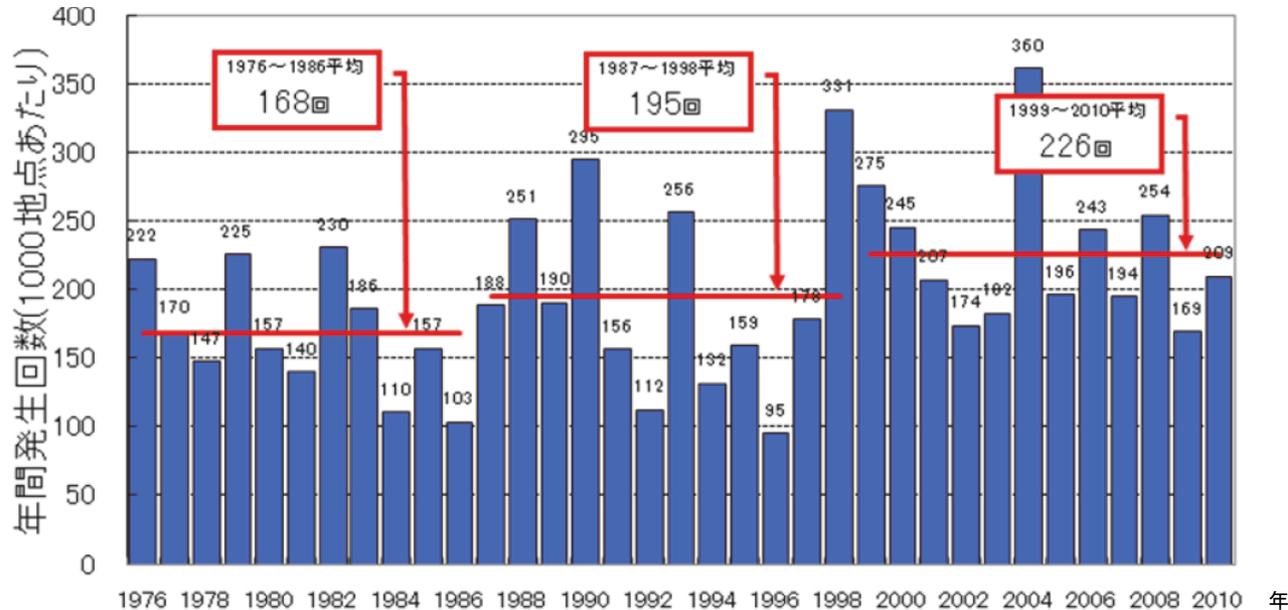
4-4 復旧復興

5. 参考

1. 自然災害の発生要因

自然災害の発生要因

○短時間降水量50mm/h以上の発生回数は、近年**増加傾向**



アメダス地点で1時間降水量が50mm以上となった年間の回数(1,000地点あたりの回数に換算)

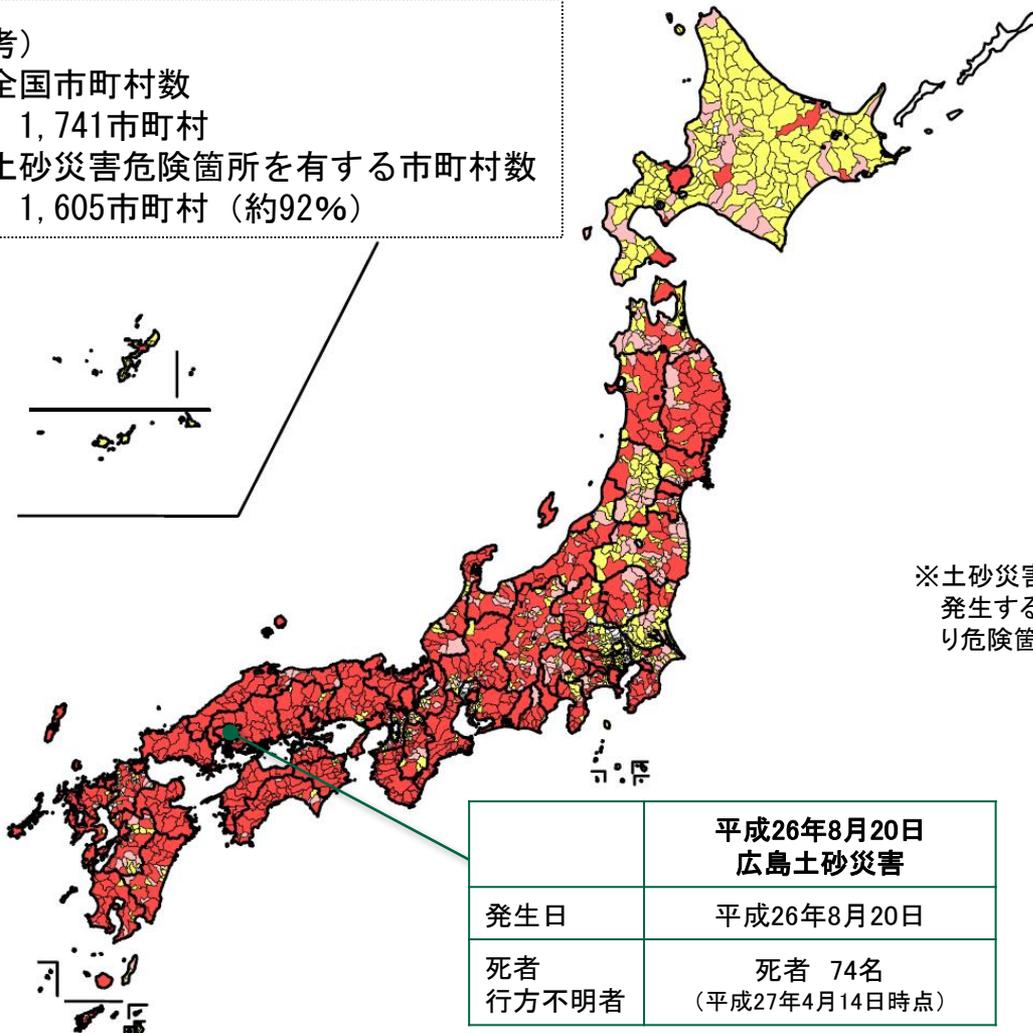
| | | 平成24年7月九州北部豪雨 | 平成27年9月関東・東北豪雨 |
|-------------|-------------|--|--|
| 発生日 | | 平成24年7月11日～14日 | 平成27年9月9日～11日 |
| 死者 行方不明者 | | 死者 30名 行方不明者 2名 (平成24年8月10日時点) | 死者 8名 (平成27年9月30日時点) |
| 降水量 | 1時間 降水量 | 熊本県阿蘇市阿蘇乙姫で108.0ミリ (7月12日5時53分までの1時間) | 宮城県栗原市駒ノ湯で72.0ミリ (9月11日0時51分までの1時間) |
| | 24時間 降水量 | 熊本県阿蘇市阿蘇乙姫で507.5ミリ (7月12日13時20分までの24時間) | 栃木県日光市五十里で551.0ミリ (9月10日6時30分までの24時間) |

自然災害の発生要因

○全国の約9割の市町村が、土砂災害の危険と隣り合わせ

(参考)

- ・ 全国市町村数
1,741市町村
- ・ 土砂災害危険箇所を有する市町村数
1,605市町村 (約92%)



| | |
|-------------|--------------------------|
| | 平成26年8月20日 広島土砂災害 |
| 発生日 | 平成26年8月20日 |
| 死者 行方不明者 | 死者 74名 (平成27年4月14日時点) |

**土砂災害危険箇所は
全国に約52万5千箇所と膨大**

- 【土石流危険溪流】
183,863溪流
(平成14年度公表)
- 【地すべり危険箇所】
11,288箇所
(平成10年度公表)
- 【急傾斜地崩壊危険箇所】
330,156箇所
(平成14年度公表)

※土砂災害危険箇所とは、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所(それぞれ、土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所と定めている。)

| | |
|--------------|-------------|
| 市町村土砂災害危険箇所数 | |
| ■ | 200箇所以上 |
| ■ | 100 ~ 199箇所 |
| ■ | 1 ~ 99箇所 |
| □ | なし |

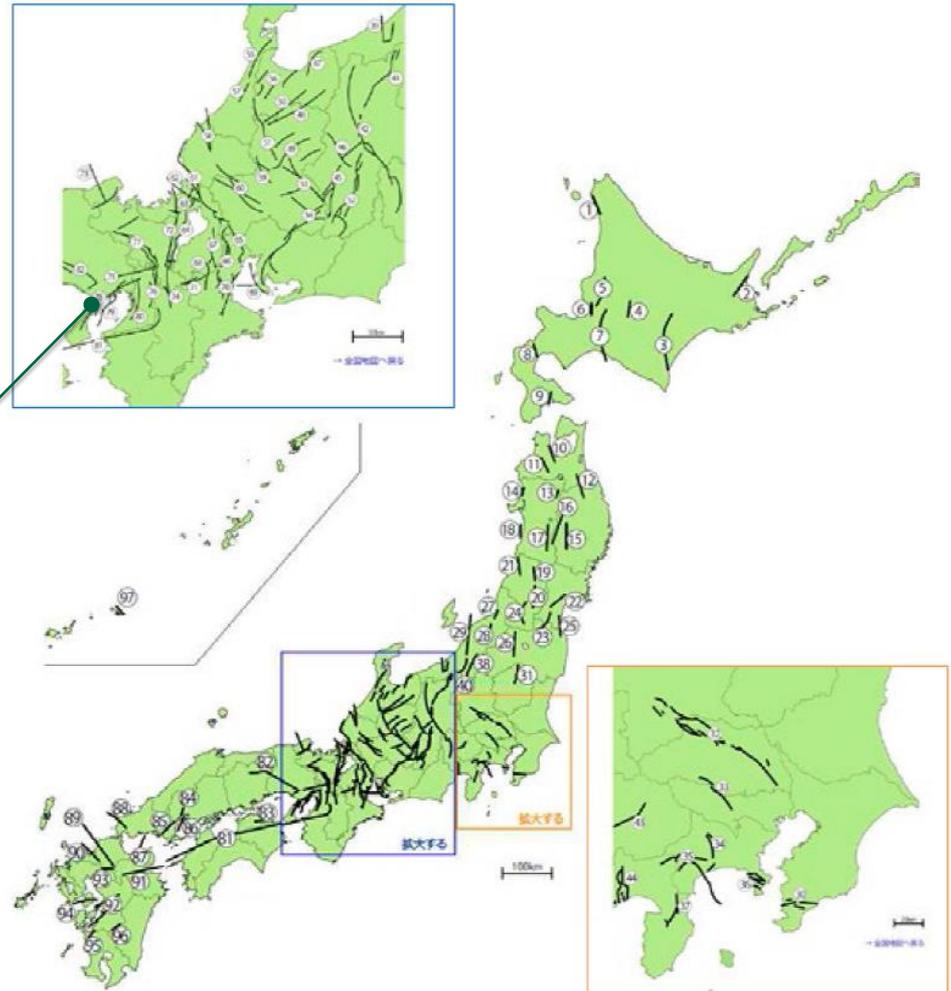
出典: 国土交通省資料、平成27年3月31日時点

自然災害の発生要因

○我が国には、見つかったりだけで約2,000もの活断層

- 活断層とは、通常は地表に現れている断層と認められる地形のうち、最近の地質時代(第四紀以降:最近約170~200万年)に活動し、今後も活動しそうなもの。

| | |
|-------------|---|
| | 阪神・淡路大震災 |
| 発生日 | 平成7年1月17日 |
| マグニチュード | 7.3 |
| 死者 行方不明者 | 死者 6,437名 行方不明者 3名 (平成18年5月19日時点) |



主な活断層 出典:平成27年版防災白書

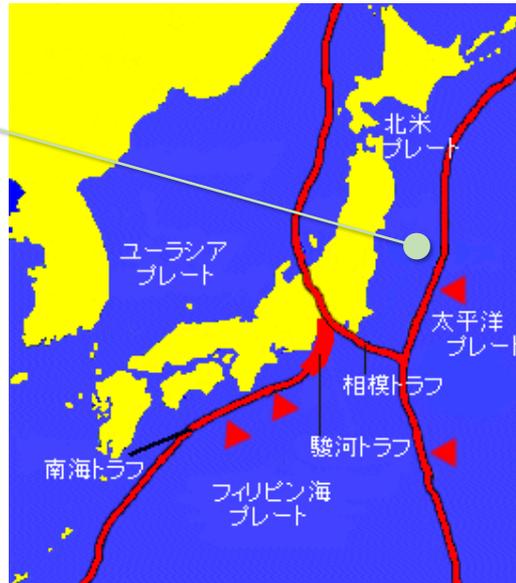
参考資料:地震について(気象庁) <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/faq/faq7.html#4>

参考資料:活断層とは何か(国土交通省国土地理院) <http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/explanation.html>

自然災害の発生要因

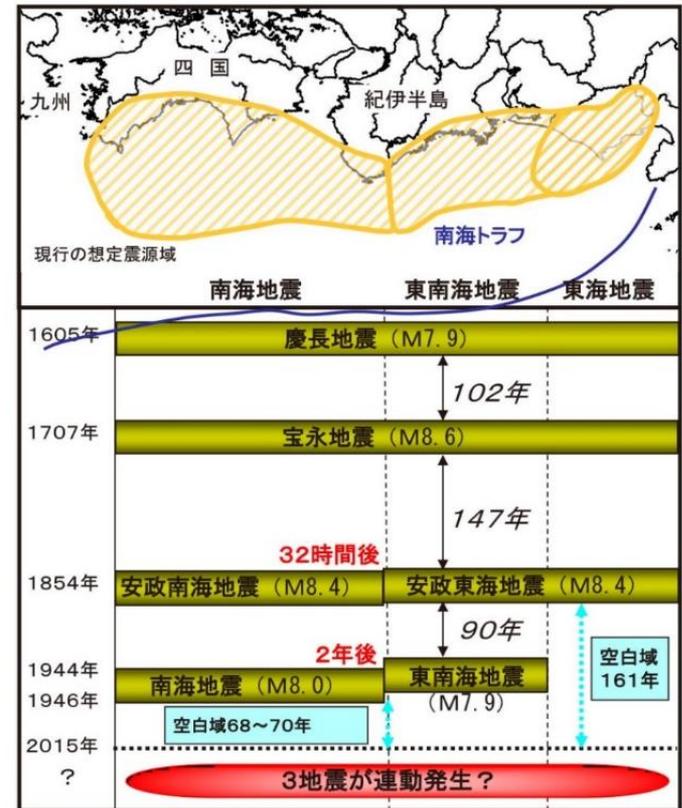
○日本周辺では、海のプレートである太平洋プレート、フィリピン海プレートが、陸のプレートの下に沈み込むことにより、世界でも有数の地震多発地帯となっている

| | |
|-------------|---|
| | 東日本大震災 |
| 発生日 | 平成23年3月11日 |
| マグニチュード | 9.0 |
| 死者 行方不明者 | 死者 19,225名 行方不明者 2,614名 (平成27年3月1日時点) |



日本列島周辺のプレート

■南海トラフで発生した巨大地震履歴

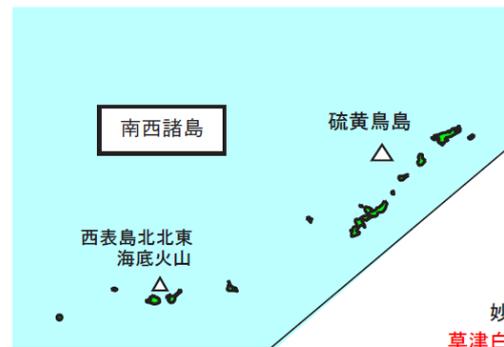


破壊領域 (震源域がしめる範囲)

自然災害の発生要因

○我が国は世界有数の火山国であり、110の活火山が分布

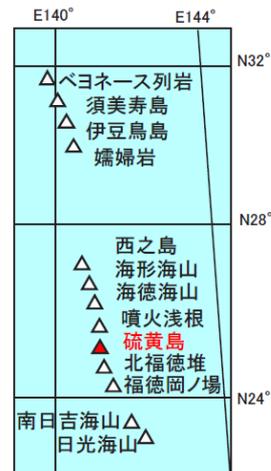
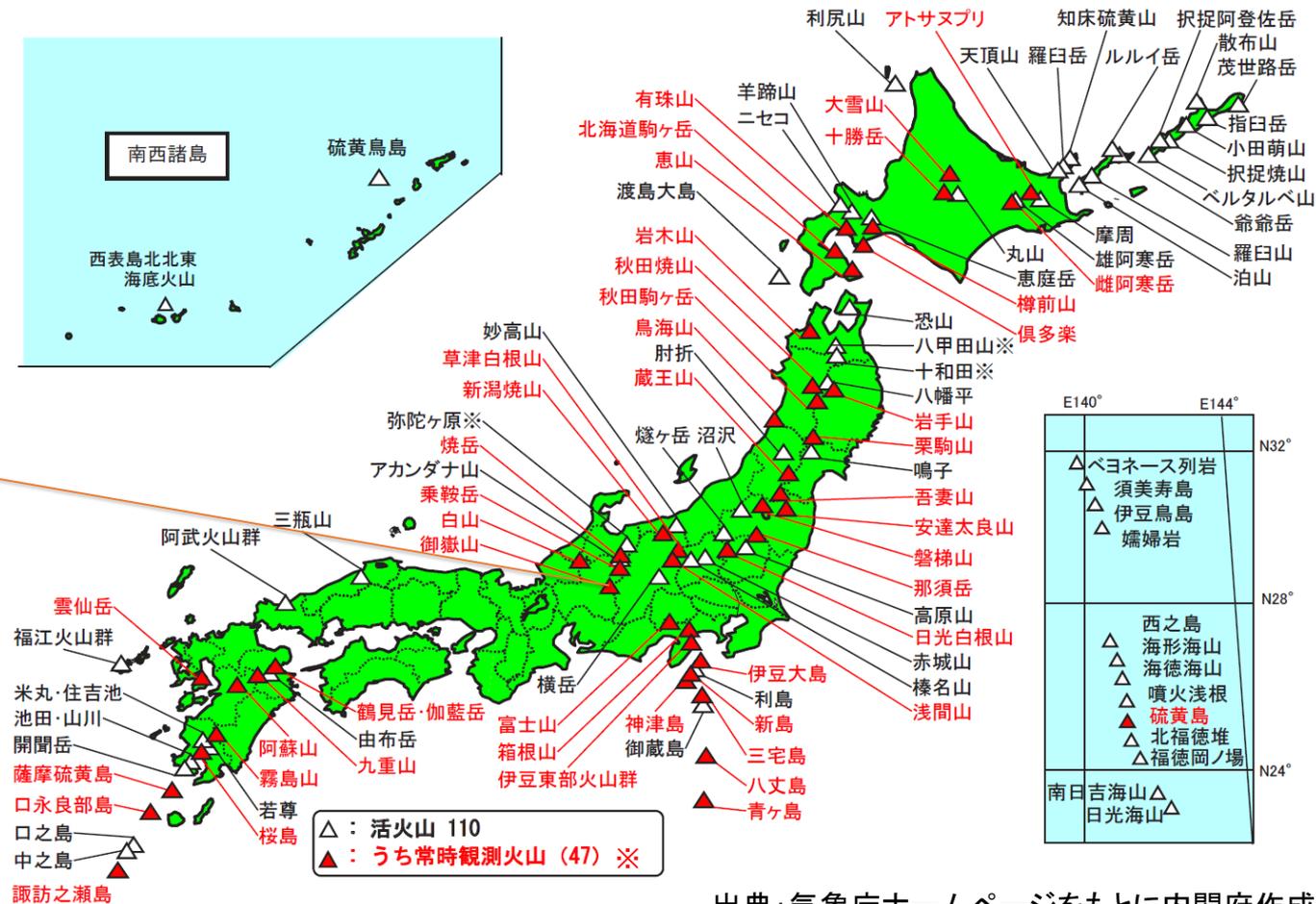
火山噴火予知連絡会は「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義



| 平成26年御嶽山噴火 | |
|-------------|-------------------------------------|
| 発生日 | 平成26年9月27日 |
| 死者 行方不明者 | 死者 58名 行方不明者 5名 (平成27年8月6日時点) |

※ 常時観測火山とは、火山噴火予知連絡会において、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として47火山を選定。

火山監視・情報センターにおいて火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

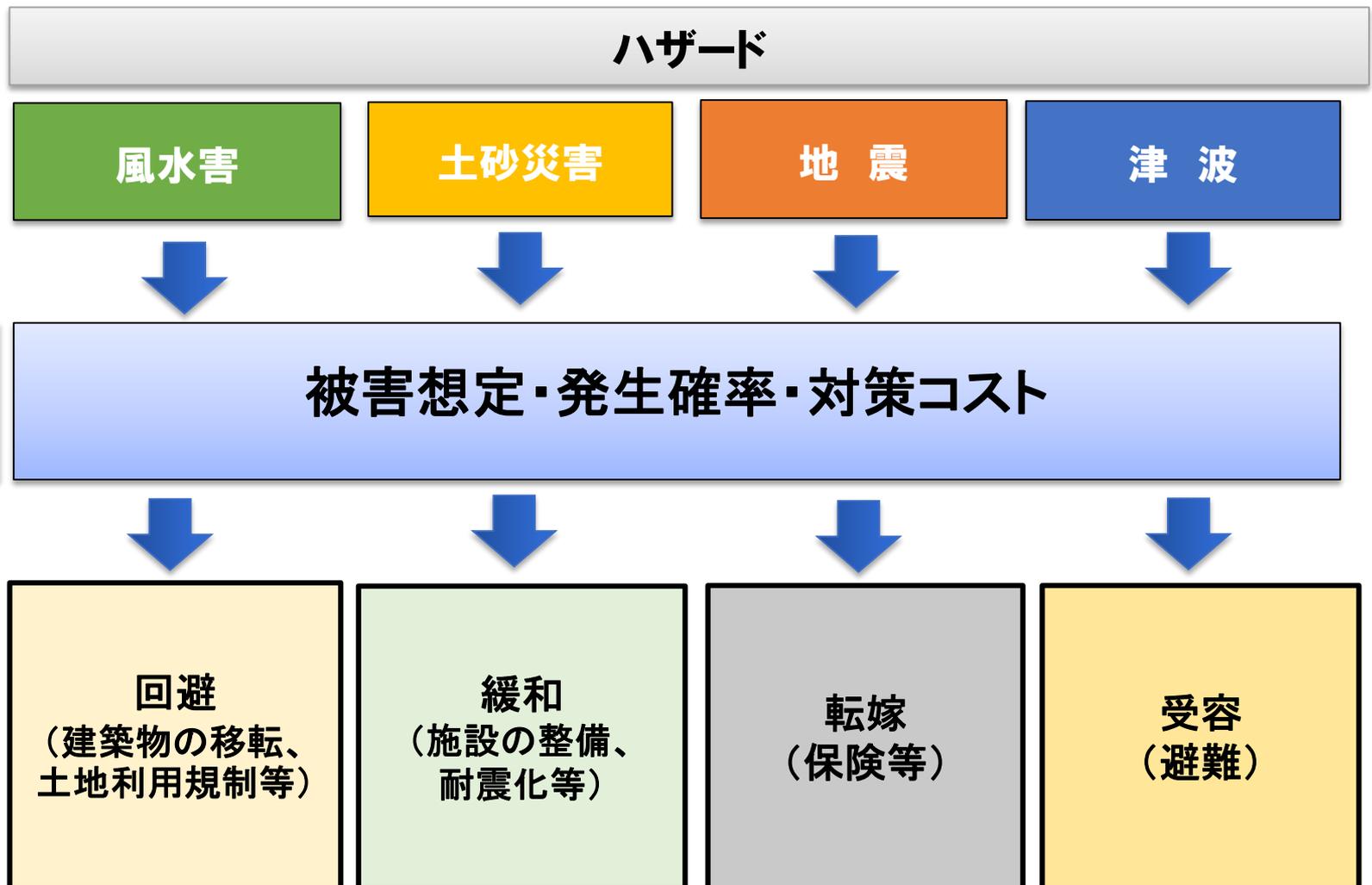


△ : 活火山 110
▲ : うち常時観測火山 (47) ※

出典: 気象庁ホームページをもとに内閣府作成

「自然災害の発生要因」のまとめ

- 地域特性に応じてハザードを選定し、被害想定、発生確率、対策コストを勘案の上、リスク対応を決める



2. 災害予防

災害対策基本法の概要

○国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1. 防災に関する理念・責務の明確化

- 災害対策の基本理念 — 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念の明確化
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 — 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 — 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織—総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、非常（緊急）災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画—計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等：地区防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5. 被災者保護対策

- 要支援者名簿の事前作成
- 広域避難、物資輸送の枠組みの法定化
- 災害時における、避難所、避難施設に係る基準の明確化
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策の拡充

6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 → 政府の方針（対処基本方針）の閣議決定
- 緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動）

災害対策基本法の基本理念

○災害対策基本法(抜粋)

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

東日本大震災をふまえた災害対策基本法改正

■平時の備え

| 分野 | 従来の災害対策基本法 | 第1弾改正 (H24.6) | 第2弾改正 (H25.6) |
|--------------|---|--|---|
| 防災会議 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国: 中央防災会議 ● <u>都道府県、市町村: 地方防災会議</u> | <ul style="list-style-type: none"> ● 地方防災会議の委員に<u>学識経験者等を追加</u> ● 防災会議と災害対策本部の役割分担の明確化 | — |
| 防災計画 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国: 防災基本計画、防災業務計画 ● <u>都道府県、市町村: 地域防災計画</u> ● 指定公共機関: 防災業務計画 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>他の自治体との応援協定の</u>地域防災計画への位置付け | <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティレベルの計画として<u>地区防災計画</u>を位置付け |
| 災害予防(各主体の責務) | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>災害予防責任者の</u>責務として、組織の整備、訓練、物資・資材の備蓄等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>住民の責務として災害教訓の伝承</u>を追加 ● 災害予防責任者の責務として、<u>防災教育及び円滑な相互支援のための措置</u>を追加 | <ul style="list-style-type: none"> ● 住民の責務として<u>備蓄</u>等を明確化 ● 災害予防責任者の責務として、<u>物資供給事業者等の協力を得るための措置 (協定等)</u>を追加 ● 市町村長が、(安全性等の一定の基準を満たす)<u>指定緊急避難場所</u>、(生活環境等を確保するための一定の基準を満たす)<u>指定避難所</u>を区別して<u>指定する仕組み</u>を創設 ● 災害時の<u>避難に特に支援を要する者について</u>の<u>名簿の作成・利用制度</u>を創設 ● 市町村による<u>防災マップ作成を努力義務化</u> |

東日本大震災をふまえた災害対策基本法改正

■応急対策(特に初動期)

| 分野 | 従来の災害対策基本法 | 第1弾改正(H24.6) | 第2弾改正(H25.6) |
|-----------------|---|---|---|
| 体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国:非常(緊急)災害対策本部 ● 地方:災害対策本部 ● 内閣総理大臣による災害緊急事態の布告 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災会議と災害対策本部の役割分担の明確化【再掲】 ● 国・地方の災害対策本部から関係者に対する協力要求を追加 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害緊急事態の布告の効果に「対処基本方針の作成」を追加(内閣総理大臣が各大臣を指揮監督) |
| 収集・共有・伝達 情報の | <ul style="list-style-type: none"> ● ボトムアップ型の情報収集(被害規模の把握に留意) ● 市町村長による警報伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県による積極的な情報収集を制度化 ● 地理空間情報の活用を制度化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国による積極的な情報収集を制度化 ● 非常災害時の避難に関する国からの周知の仕組み(呼び掛け)を創設 ● インターネット事業者への情報提供要求を追加 ● 災害緊急事態布告時において、総理による情報の公表、国民への協力要請を制度化 |
| 避難勧告、 指示等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難のための立退きのみ規定 | — | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示に関し安全確保措置(屋内待避等)の仕組みを創設 ● 国・都道府県による市町村長への助言の仕組みを創設 ● 災害時の<u>避難に特に支援を要する者についての名簿の作成・利用制度</u>を創設【再掲】 |
| 代行 応急措置の | <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村の指揮命令系統が失われた場合に、応急措置を都道府県が代行 | — | <ul style="list-style-type: none"> ● 国による応急措置(道路啓開等)の代行の制度を創設 |

東日本大震災をふまえた災害対策基本法改正

■応急対策(初動期以降)

| 分野 | 従来の災害対策基本法 | 第1弾改正(H24.6) | 第2弾改正(H25.6) |
|--------------|---|--|---|
| 物資等の輸送、供給対策 | なし | <ul style="list-style-type: none"> ● (国による) <u>物資の供給</u> ● 指定公共機関(運送事業者)に対し、<u>物資等の輸送を要請する仕組み</u>を創設 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>物資供給事業者等の協力を得るための措置(協定等)</u>を追加【再掲】 |
| 被災者の保護 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災の基本方針に高齢者、障害者等の特に配慮を要する者に対する必要な措置の実施に努めるべきことを明記 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>広域避難制度を創設</u>(受入れ手続き、都道府県・国による調整) | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>避難所の生活環境の整備</u>を努力義務化 ● 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮を努力義務化 ● 国による広域避難手続の代行制度を創設 ● 指定公共機関(運送事業者)に対し、<u>被災者の輸送を要請する仕組み</u>を創設 ● 安否情報の提供制度を創設 |
| 応援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 職員の派遣、あつせん ● 応急措置(救難・救助等)に限り、自治体間で応援 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>自治体間の応援対象業務を拡大</u>(応急措置→災害応急対策全般) ● 応援に関する都道府県・国による調整の拡充等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国による応援(災害応急対策全般)の制度を創設 ● 災害救助の応援に要した費用を、国が応援都道府県に一時的に立て替えて支払う制度を創設【災害救助法の改正】 |
| ボランティアとの協働活動 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災の基本方針に<u>ボランティアの環境活動整備</u>に努めるべきことを明記 | — | <ul style="list-style-type: none"> ● 国及び地方公共団体と<u>ボランティアとの連携を努力義務化</u> |

東日本大震災をふまえた災害対策基本法改正

■応急対策(初動期以降) つづき

| 分野 | 従来の災害対策基本法 | 第1弾改正(H24.6) | 第2弾改正(H25.6) |
|-------------------|---|--------------|--|
| 被災者援護の 基盤 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災の基本方針に被災者の援護に努めるべきことを明記 | — | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災の基本方針に、被災者の心身の健康の確保等、被災者からの相談を追加 ● 罹災証明書の交付を制度化(市町村長が遅滞なく交付) ● 被災者台帳の作成制度を創設(市町村長が作成) |
| 適用除外措置 平常時の規制の | なし | — | <ul style="list-style-type: none"> ● 非常災害時における医療法・墓地埋葬法・廃棄物処理法等に関する特例を追加 |

■復旧・復興

| 分野 | 従来の災害対策基本法 | 第1弾改正(H24.6) | 第2弾改正(H25.6) |
|------|--|--------------|--|
| 災害復旧 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害復旧の実施責任者による災害復旧の実施 ● 職員の派遣、あっせん【再掲】 | — | <ul style="list-style-type: none"> ★国等による災害復旧事業の代行制度を創設 |
| 復興 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災の基本方針に速やかに復興に努めるべきことを明記 | — | <ul style="list-style-type: none"> ★国による復興対策本部の設置、復興基本方針の作成を制度化 ★復興計画の作成及びこれによる各種事務手続きの簡素化する仕組みを創設 ★復興段階の国の職員の派遣制度を創設 |

※ ★は大規模災害からの復興に関する法案

災害対策基本法に基づく防災基本計画等

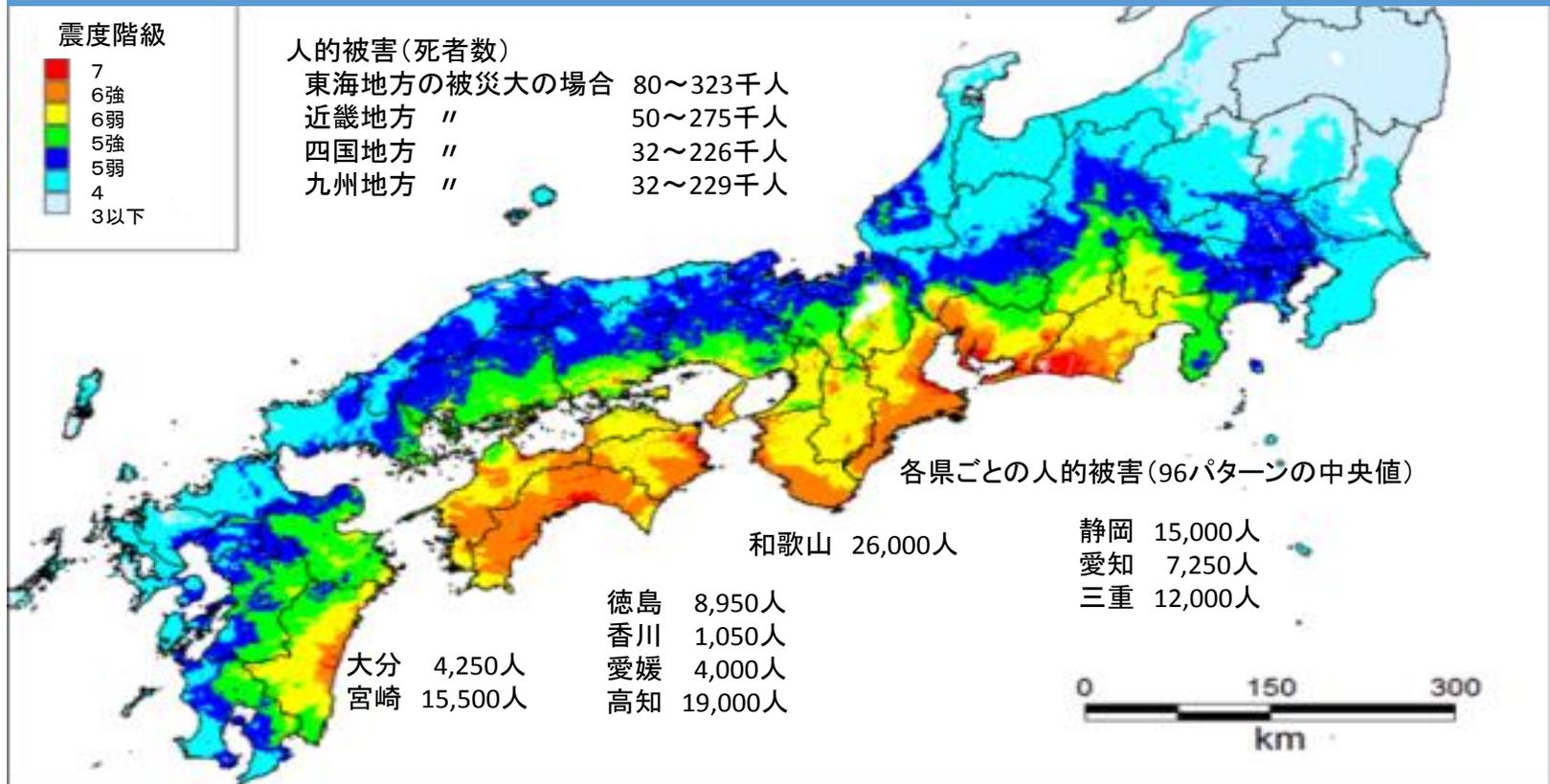
| 防災計画の種類 | 計画作成機関 | 計画に定める主な事項 |
|-----------------------------|---|---|
| 防災基本計画 | 中央防災会議 (会長:内閣総理大臣) | <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する総合的かつ長期的な計画 ・防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項 |
| 防災業務計画 | 指定行政機関 (中央省庁) 指定公共機関 (独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、通信会社、電力会社、ガス会社、道路会社、鉄道会社 など) | <ul style="list-style-type: none"> ・所掌事務について、防災に関しとるべき措置 ・所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項 (指定行政機関の防災業務計画) |
| 都道府県地域防災計画 市町村地域防災計画 | 都道府県防災会議 (会長:知事) 市町村防災会議(※1) (会長:市町村長) | <ul style="list-style-type: none"> ・当該地域に係る防災に関し、関係機関(※2)の処理すべき事務又は業務の大綱 ・当該地域に係る災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※2 都道府県:指定地方行政機関、都道府県及び市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び区域内の公共的団体等 市町村:当該市町村及び公共的団体等 </div> |

※1 市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画について

- 発災後、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つこと具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始し、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施すること
- 被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、我が国が保有する人的・物的資源を重点的かつ迅速に投入すること

具体計画が想定する南海トラフ巨大地震(震度分布・被害想定)



南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

救助・救急、消火等

◎重点受援県以外の37県の広域応援部隊の派遣(最大値)

- ・警察 : 1.6万人
- ・消防 : 1.7万人
- ・自衛隊 : 11万人 等

◎航空機620機、船舶470隻

医療

◎DMAT(登録数1,323チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与

◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)

◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送

物資

◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送

- ・水 : 応急給水46万m³
- ・食料 : 7200万食
- ・毛布 : 600万枚
- ・おむつ : 480万枚
- ・簡易トイレ等 : 5400万回 等

燃料

◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保

◎緊急輸送ルート上の中核SS等への重点継続供給

◎拠点病院等の重要施設への要請に基づく優先供給

国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)

緊急輸送ルート、防災拠点

◎人員・物資の「緊急輸送ルート」を設定、発災時に早期通行確保

◎各活動のための「防災拠点」を分野毎に設定、発災時に早期に確保

後方支援



巨大地震でも被害が想定されない地域

巨大地震では被害が想定されている地域

重点受援県

静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

【被害規模の目安】

具体計画のポイント

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例:24hで広域移動ルートを確保、広域応援部隊が順次到着、等)
- ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化

南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)

想定時間
(※発災時間により変化することに留意)

1日目

12h

24h

2日目

48h

3日目

72h

4日目以降



上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

自助・共助・公助

- 自助を中心に、共助を求めながら、公助でこれを補う
- 災害時(特に直後)は、「公助」に期待できないため、「共助」による災害対策が重要

【自助】

- ・自らの命と生活を守る取り組み
- ・自らと家族 等

(自助の備えの例)

- ・各家庭における家具類の固定などの転倒・落下防止策
- ・防災訓練への参加や救命講習の受講

【共助】

- ・地域で市民同士が助け合う社会づくり
- ・自主防災組織、学校、民間企業、NPO、ボランティア 等

- ・消防団
- ・水防団

【公助】

- ・国の総力を挙げて国民と国を守り抜く
- ・国、地方公共団体、消防、警察、自衛隊等

普及啓発の取り組み

○内閣府では、各種防災教育教材を作成し、PTA、公民館、図書館等で配布するとともに、内閣府のホームページに掲載することで、国民の防災に関する取組みの普及啓発を実施

■「みんなで減災」

普段の生活の中に「減災」を実践するチャンスがたくさん隠れていることを、減災マンガのストーリーを通して訴求。簡単なチェックリストを用いて備え度のチェック、おさらいクイズを用いて、理解度のチェックもできるようになっている。

■「減災の手引き」

「やればできる！減災」をテーマに「今すぐできる7つの備え」を紹介している。地震、津波、台風、洪水など、待たなしでやってくる自然災害に、地域住民が力を合わせて立ちむかうためにどのような「備え」をすればよいのかを訴求。

■「地域における防災活動のきっかけづくり 情報・ヒント集」

商店街などの地域における企業や地域コミュニティが、防災活動に「共助」の精神で集い、お互いに知見を出し合い、連携して実践的な活動を展開した事例をまとめている。

■「災害イマジネーション」

実際に被災したらどうなるかをイメージしてもらうために一日前プロジェクトを活用して作成したもの。防災リーダー等の教育補助ツールを想定。



防災教育活動のためのパンフレット類

地方公共団体の業務継続体制の確保

○「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を策定（H27.5）

ガイドの特徴

- ◆ 人口が1万人に満たないような小規模市町村であってもあらかじめ作成していただきたい事項（重要な6要素）をまとめた
- ◆ 現時点の状況及び今後の検討事項を、記入例を参考に様式に記入していくことで、重要な6要素が整理できるように構成
- ◆ 計画を策定する上で参考となる事例をHPに掲載

《重要な6要素》

首長不在時の明確な代行順位及び職員
の参集体制

災害時にもつながりやすい多様な通信
手段の確保

本庁舎が使用できなくなった場合の代替
庁舎の特定

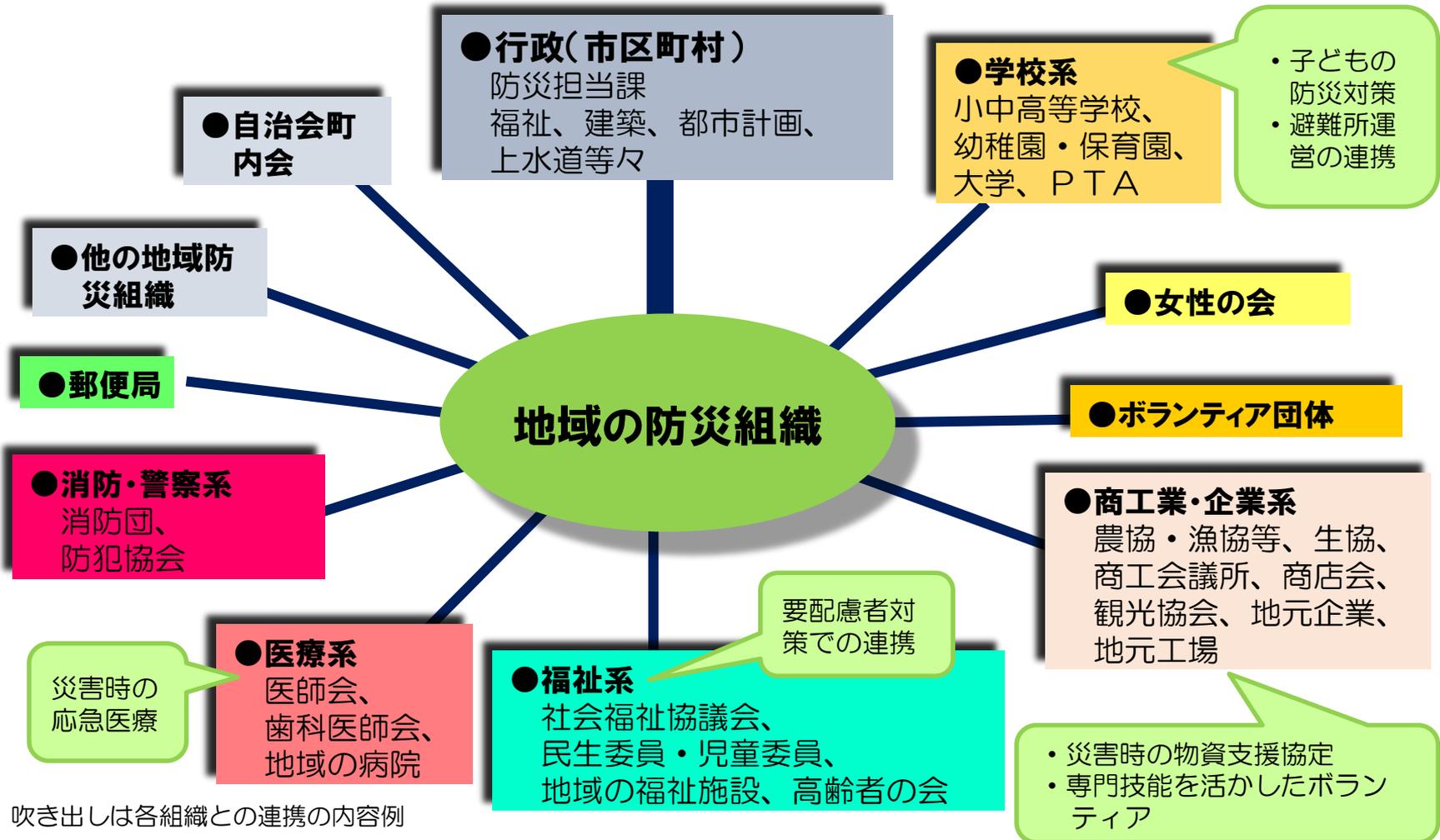
重要な行政データのバックアップ

電気、水、食料等の確保

非常時優先業務の整理

関係機関との連携・協定

○日頃から様々な関係機関と連携を確認したり、協定を締結しておくことが重要



注：吹き出しは各組織との連携の内容例

ボランティアの受け入れ

○ボランティアとの協働のイメージを持ち、日常からともに話し合い、活動できる関係づくりを準備しておくことが重要

地域へのボランティアの活動

・ボランティアセンターが仲介し、様々なボランティア活動が地域で実施された



食器の泥おとし
(2011/6/2)



がれき撤去
(2011/6/18)



イベント(足湯)
(2011/6/5)

出典:野田村社会福祉協議会/野田村復興支援ボランティアセンター ブログ
(<http://blog.canpan.info/nodashakyo-vc/>)

要配慮者の避難支援体制づくり

○災害発生時には、要配慮者への実効性のある避難支援が必要
避難行動要支援者名簿を活用し、迅速な避難支援体制を構築する

【平常時】

〔市町村〕

- ・要配慮者の把握
- ・避難行動要支援者名簿の作成

〔市町村から避難支援等関係者へ〕

- ・名簿情報提供(本人同意が原則)

〔市町村・要配慮者・避難支援等関係者〕

- ・地域の特性や実情を踏まえた具体的な避難

方法等についての個別計画作成

- ・要配慮者参加の防災訓練実施
- ・住民相互の顔の見える地域づくり 等

平成27年度中に、ほぼ全ての市町村において避難行動要支援者名簿を作成予定

⇒ **避難支援の実効性を確保するためには、個別計画の策定を進めていく必要**

【災害発生時】

〔市町村〕

- ・避難支援等関係者に対し名簿情報提供(緊急時は本人同意不要)

〔避難支援等関係者〕

- ・個別計画に基づき避難支援の実施



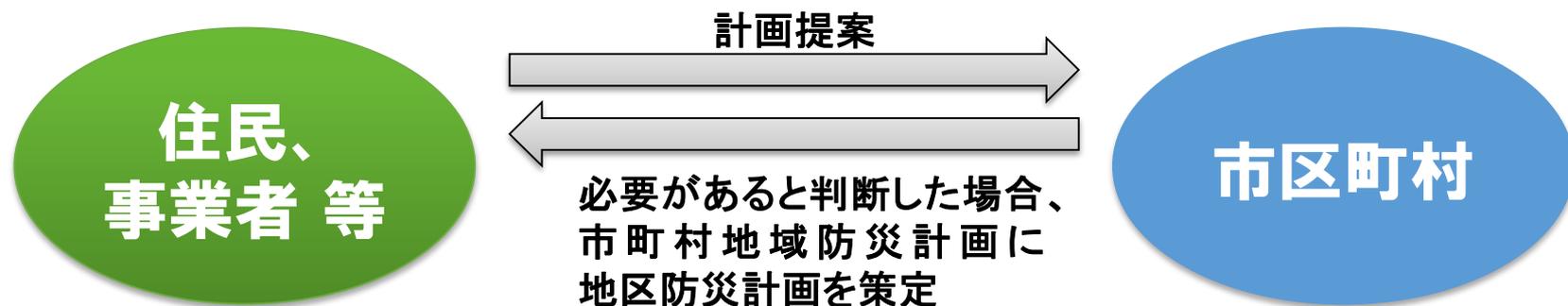
迅速な避難支援・安否確認等の実施

※避難支援等関係者：消防機関、都道府県警察、民生委員 等

※根拠法：災害対策基本法 第49条の10～13

地区防災計画制度

- 東日本大震災等では、地区内の居住者や事業者等が、「自助」・「共助」の精神に基づき、地元自治体等と連携し、自発的に地区における防災活動を担う例がみられた
- 地域の特性を踏まえ、コミュニティレベルの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市区町村の地域防災計画に定めることができる地区防災計画制度を制定(平成25年度災害対策基本法改正)
- 国は、計画作成に取り組む地区に対してアドバイザー派遣等の支援を実施



計画内容

計画の対象範囲、活動体制、防災訓練、物資等の備蓄、地区独自のハザードマップや避難計画の作成、避難所運営、居住者等の相互支援体制(例:要配慮者の避難支援など)など

避難所運営体制整備

○市町村には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが必要

平常時における対応

1. 避難所の組織体制と応援体制の整備

- ・「避難所運営準備会議(仮称)」の設置
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練の実施

2. 避難所の指定

- ・防災・安全交付金、耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等の活用の検討
- ・福祉避難所の整備

3. 指定避難所等の周知

- ・要配慮者に配慮した避難所の周知方法の準備
- ・指定した福祉避難所に関する情報の周知

4. 避難所における備蓄等

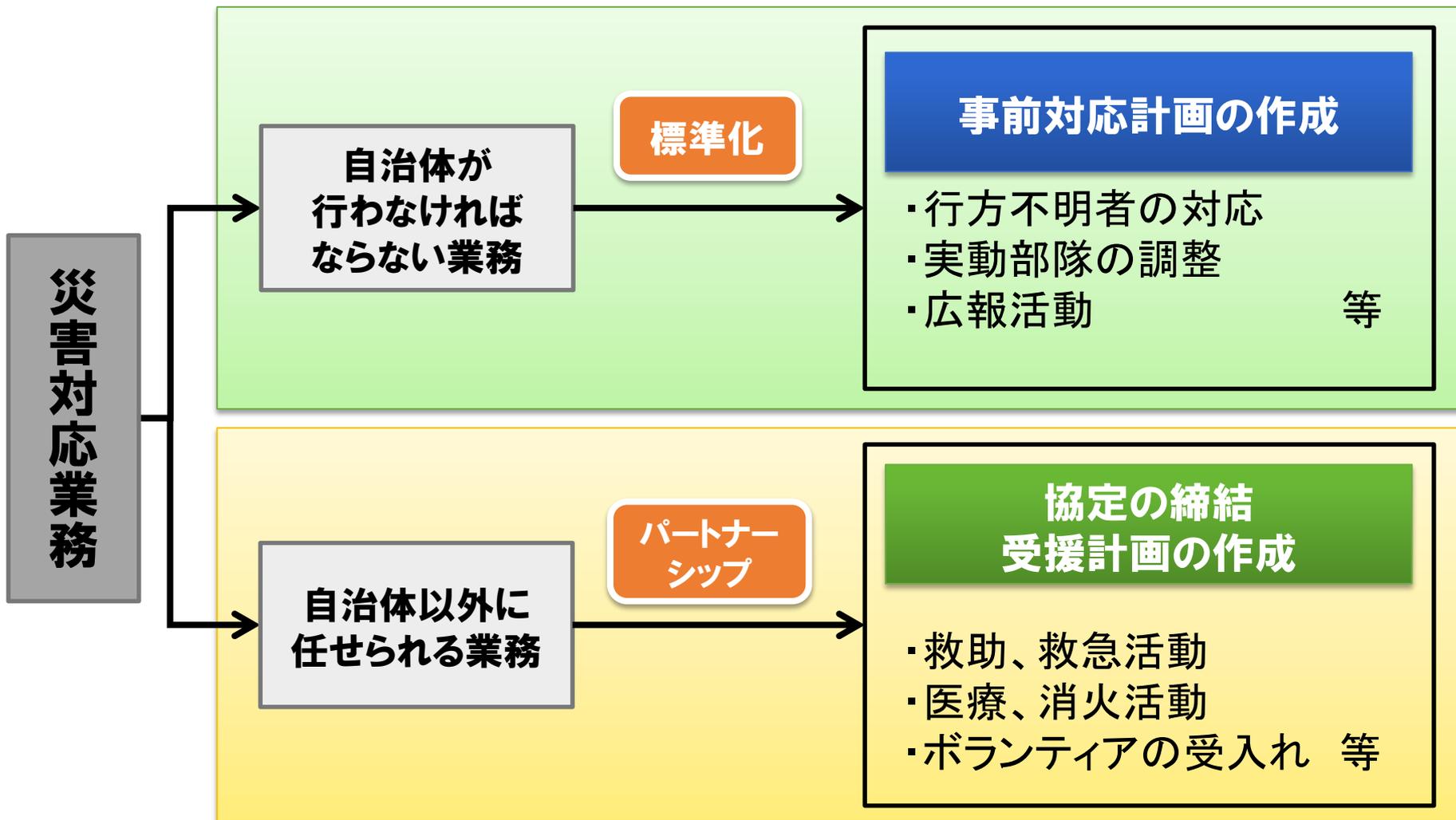
- ・食料・飲料水の備蓄(アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルクの備蓄等)
- ・仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄の検討

5. 避難所運営の手引(マニュアル)の作成

- ・要配慮者に対する必要な支援を盛り込むこと
- ・担当者以外の者でも避難所を立ち上げることができるような簡易な手引の整備

「災害予防対策」のまとめ(1)

- 災害対応業務を迅速・的確に実施するためには、事前に標準化やパートナーシップの確立に向けた準備をしておくことが必要



「災害予防対策」のまとめ(2)

- 災害対応業務を迅速・的確に実施するためには、訓練を通じて計画の検証や活動手順、技術の習得を図り実践能力の向上を図ることが必要

防災活動計画の習得・検証



- 防災計画やマニュアルに記載されている体制と活動手順などの習得と検証のための訓練。
- 具体的な被害想定に基づいた状況を付与すること等によって、実践的な訓練を実施。
(例) 災害対策本部設置・運営訓練、情報伝達訓練

防災技術の習得



- 現場などでのそれぞれの災害対応を習熟し、技術を向上させるための訓練。
- 使用する設備や機材の取り扱い方法や手順を実際に使って実施。
(例) 救助訓練、消火訓練、避難訓練

3. 直前対策

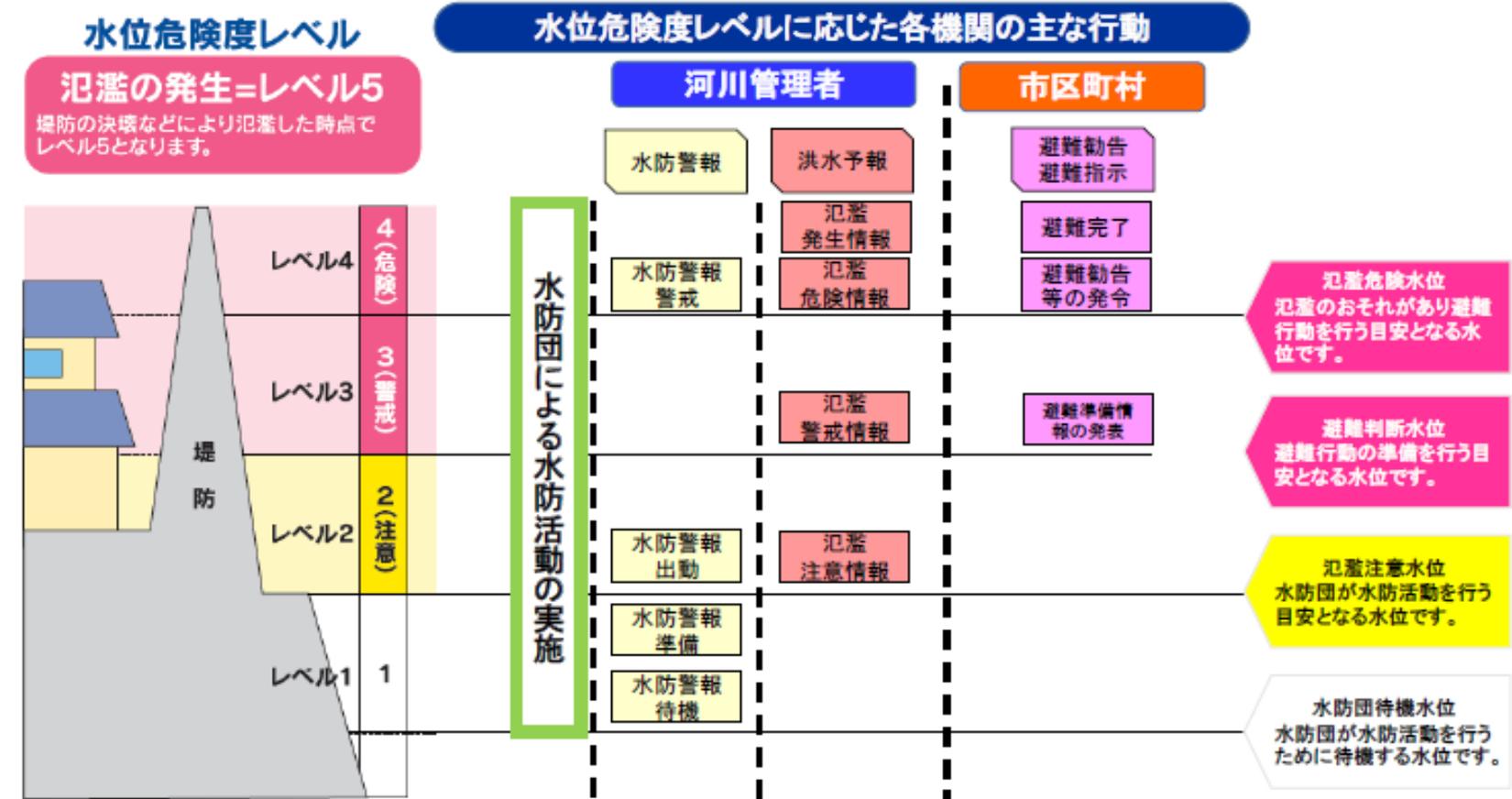
気象庁が発表する主な防災気象情報

| 情報の種類 | 情報の役割 |
|-----------------------|--|
| 気象 特別警報、 警報、注意報 | 特別警報：重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を示して行う警報 警報：重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報 注意報：災害の起こるおそれがある旨を注意して行う予報 |
| 気象情報 | 台風その他の気象等についての情報を発表するもの 警報等に先立つ警戒・注意の喚起や、警報等発表中に現象の経過等を解説する役割を持つ |
| 記録的短時間 大雨情報 | 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときに発表する情報 |
| 土砂災害 警戒情報 | 大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する情報 |
| 台風情報 | 台風が発生した場合及び日本への影響が大きくなった場合において、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起するために発表する情報 |

河川の防災情報発令

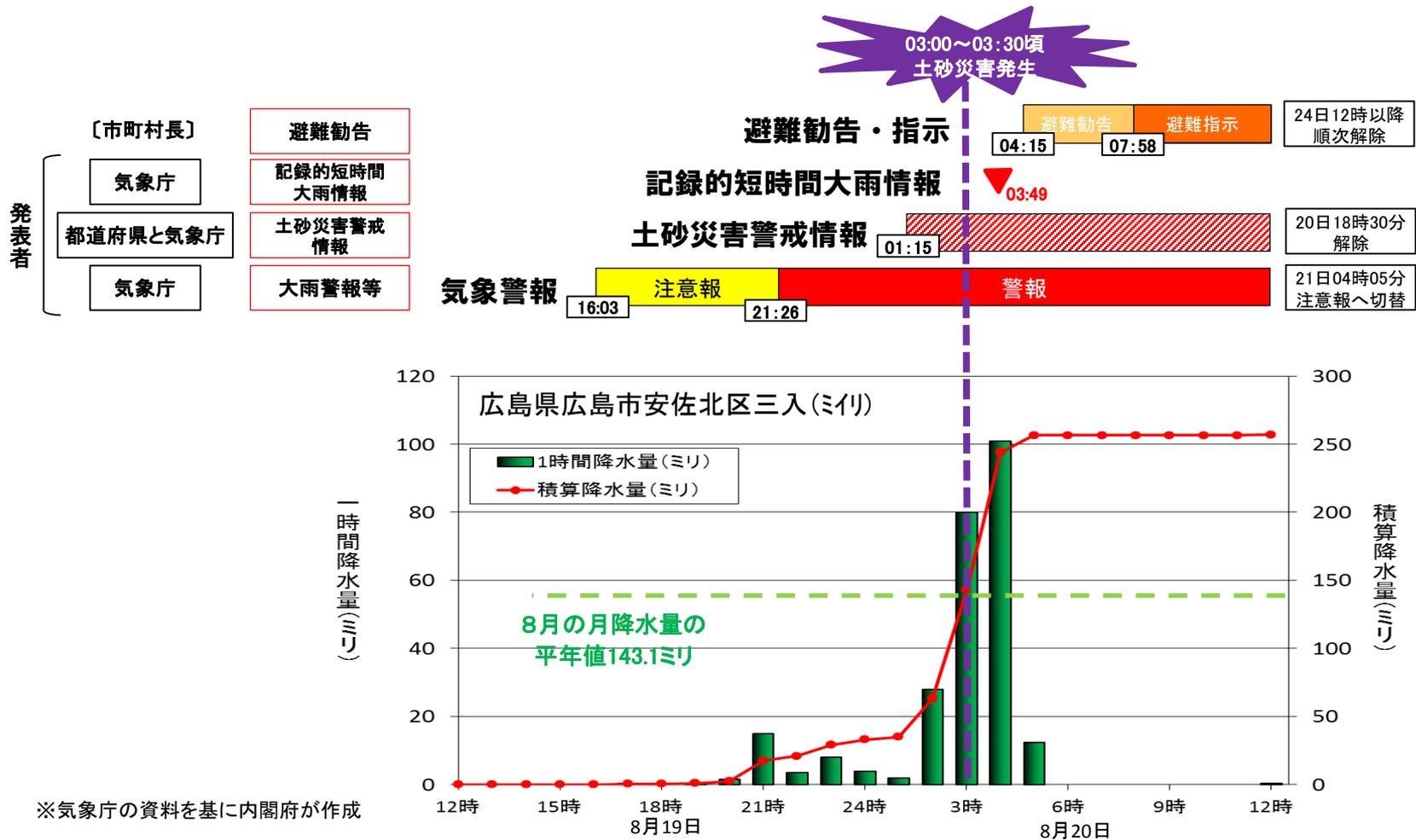
○河川ごとに水防団による水防活動の実施、避難勧告等の判断の目安となる水位が定められている

「氾濫危険水位」、「避難判断水位」、「氾濫注意水位」、「水防団待機水位」



避難にあたって考慮すべき3種類の情報

大雨警報（土砂災害）：避難準備情報の発令の判断材料とする
 土砂災害警戒情報：避難勧告の発令の判断材料とする
 記録的短時間大雨情報：避難勧告等の発令の判断材料とする



※気象庁の資料を基に内閣府が作成

避難行動（安全確保行動）の考え方

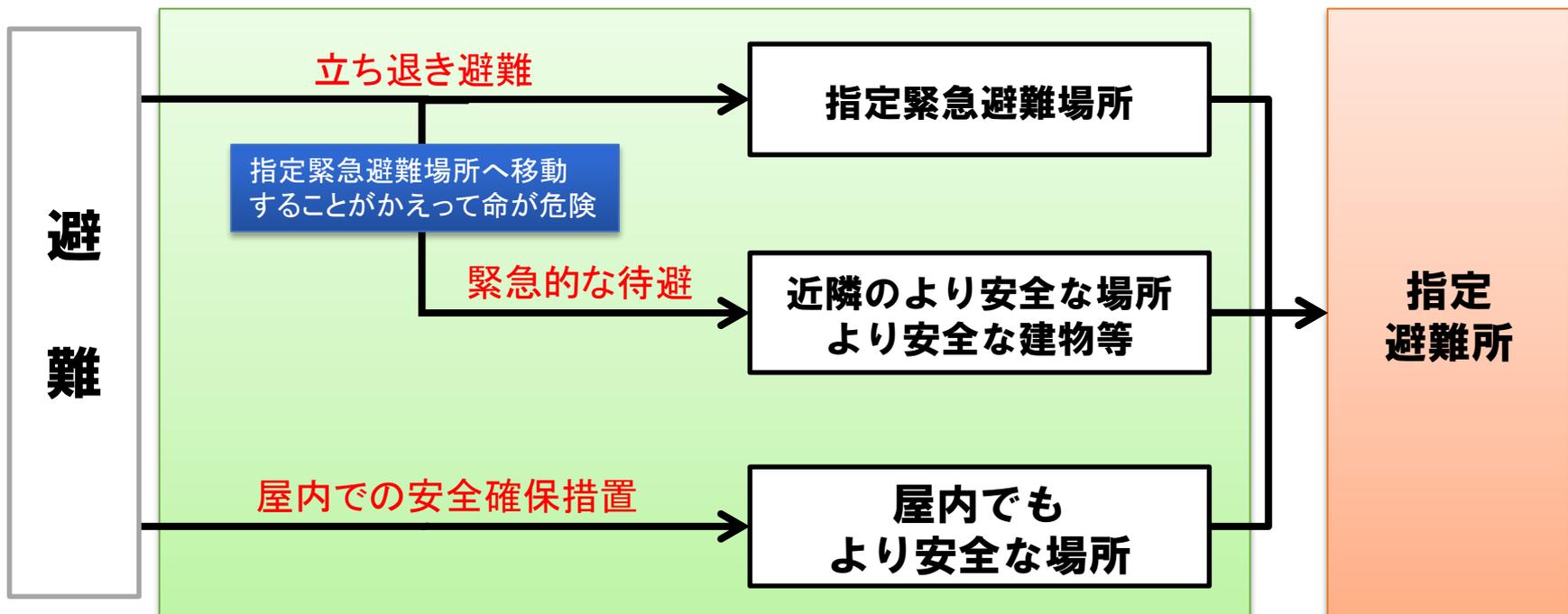
- 「立ち退き避難」は、指定緊急避難場所へ移動することが原則
- 指定緊急避難場所へ移動することがかえって命に危険な場合には、「緊急的な待避」をとる
- 外出することすら危険な場合には、「屋内での安全確保措置」をとる

【指定緊急避難場所】 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所

【指定避難所】 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設

命を守るための避難

一定期間避難生活をするための避難



避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

○自然災害のおそれが高まった際に市町村が出す避難勧告等について、どのようなタイミングでどのような範囲に発令すべきか等、市町村担当者が最低限知っておくべき事項を示したガイドライン（H27.8 一部改定）

○避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定

■避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示した

【避難勧告の判断基準の設定例】

- ・水害…はん濫危険水位に到達 など
- ・土砂災害…土砂災害警戒情報の発表 など
- ・高潮災害…高潮警報の発表 など

（※津波災害は警報等が出れば全て避難指示）

■市町村が助言を求める相手を明確にした

⇒ 管区・地方気象台、国土交通省河川事務所、都道府県の県土整備事務所等

○市町村の防災体制の考え方を例示

■市町村の防災体制の移行段階に関する基本的な考え方を例示

【防災気象情報と防災体制の例（土砂災害の場合）】

- ・大雨注意報…連絡要員を配置し、気象状況を見守る体制
- ・大雨警報…首長等が登庁し、避難勧告の発令が判断できる体制
- ・土砂災害警戒情報…防災対応の全職員が登庁 など

○住民に避難行動を認識してもらうための仕組みを提案

■災害・避難カードの作成を提案

●災害・避難カード(●●地区××)

| | 避難行動 (避難する場所) | この情報が出たら、準備が 整い次第、避難開始 | この情報が出たら、 ただちに避難 |
|--------|----------------------------------|---------------------------|---------------------|
| 津波 | | | |
| A川のはん濫 | 市民会館 | はん濫注意情報 | はん濫危険情報 はん濫警戒情報 |
| 土砂災害 | B小学校 (そこで逃げられない場合は Cマンション) | 大雨警報 | 土砂災害警戒情報 |
| 津波 | D山 (そこで逃げられない場合は Eターミナル) | 地震に関する情報 | 大津波警報 津波警報 |

災害・避難カード(イメージ)

「直前対策」のまとめ

- 「避難」は災害から命を守るための行動
- 家庭内に留まって安全を確保することも「避難行動」のひとつ
- 避難勧告等は、空振りを恐れず、早めに出す

○指定避難所

災害の危険に伴い避難をしてきた人々が一定期間滞在する施設
※市町村が指定

○屋内安全確保

あらかじめ2階など上階へ待避すれば命が助かる場合や、屋外への移動によりかえって命に危険が及ぶ場合は屋内安全確保をする。

○指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所であり、土砂災害、洪水、津波等のハザード別に市町村が指定する施設

○緊急的な待避場所

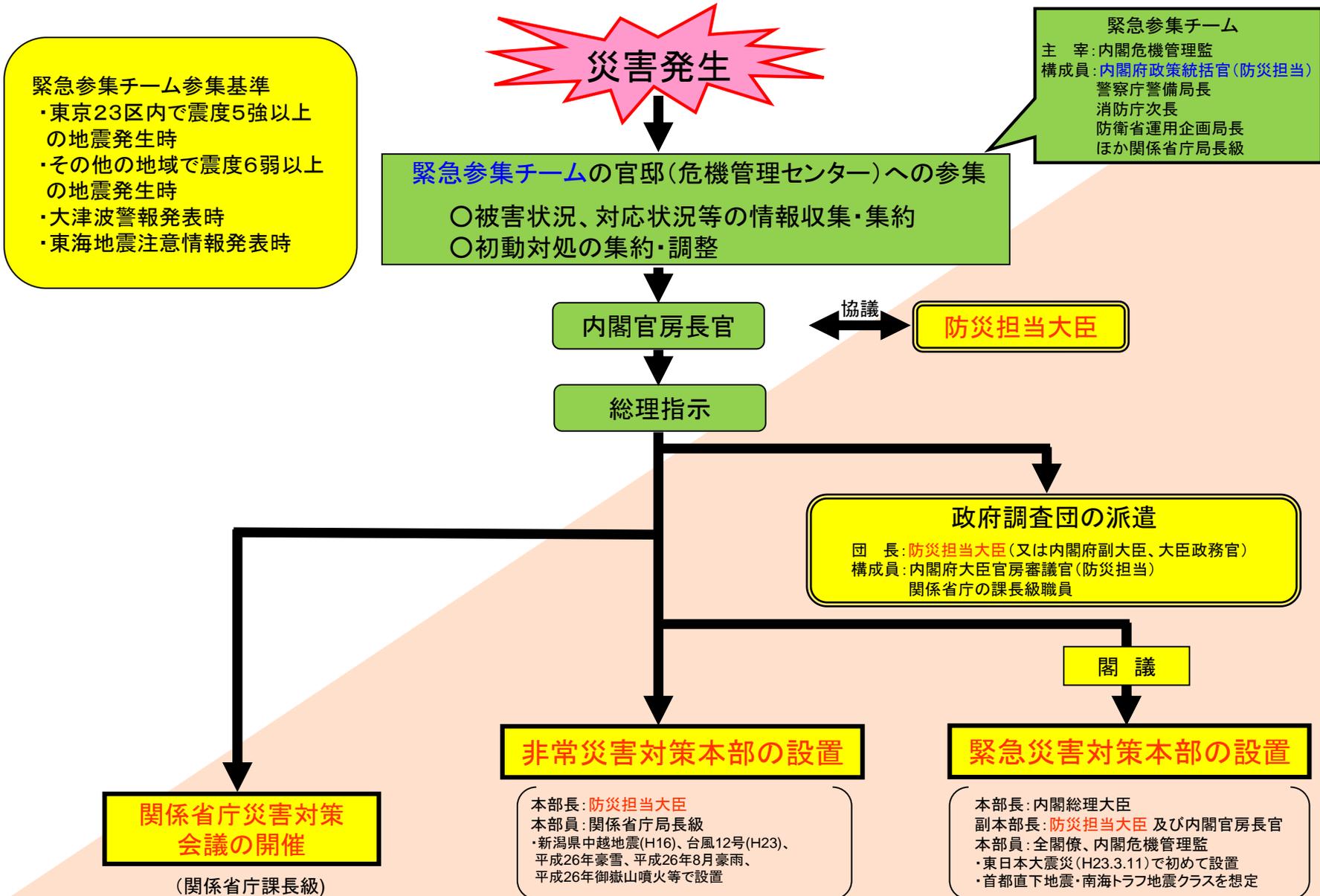
土砂災害のように極めて突発性の高い災害の際には民間のマンション等に緊急的に待避することも検討する
※指定はされていない

4. 被災後対応

4-1.【災害応急対策】

発災直後の対応

災害発生時における政府の初動対応



政府対策本部等の設置

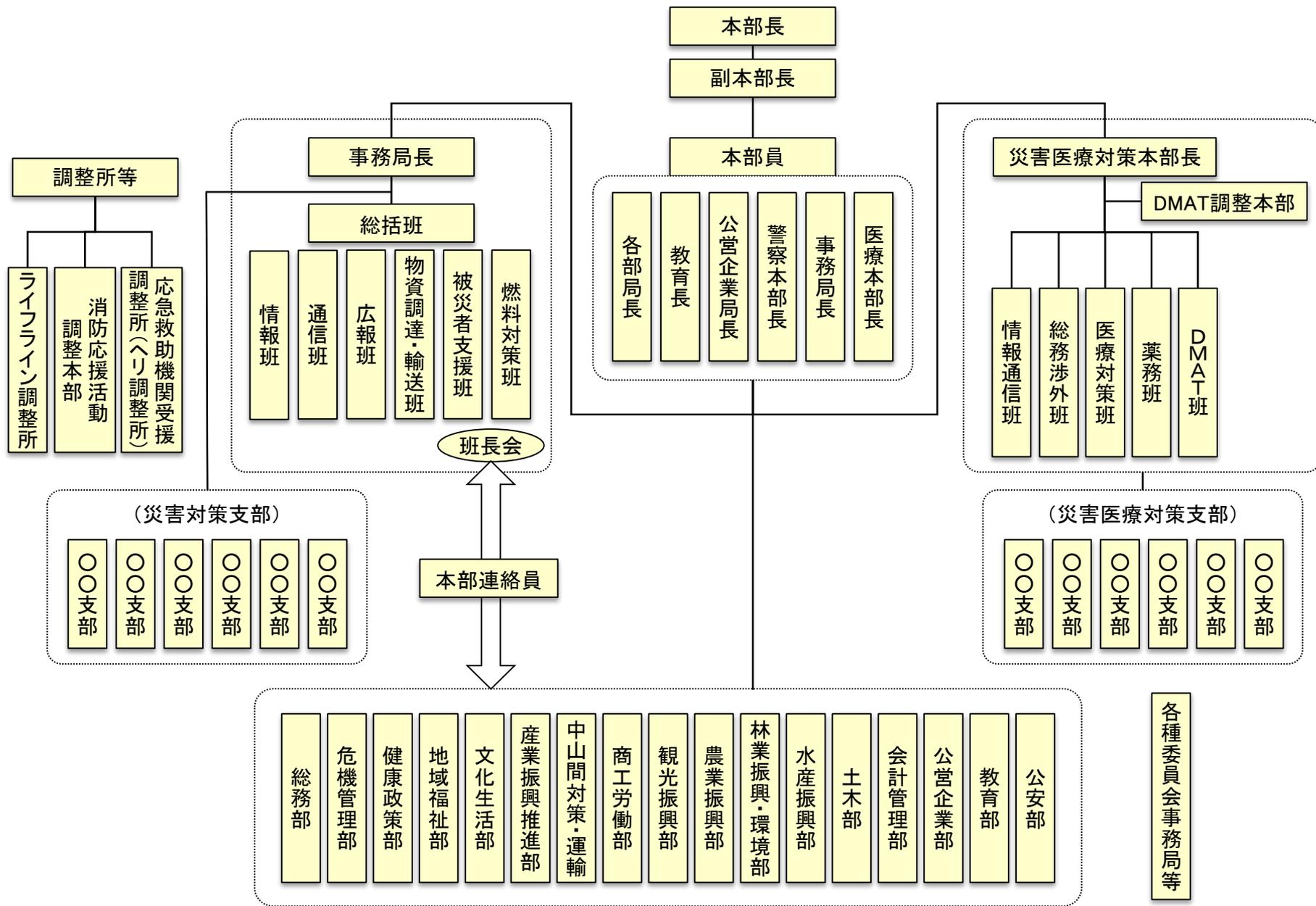
| | 緊急災害対策本部 | 非常災害対策本部 |
|-------------|---|--|
| 設置基準 の目安 | 著しく異常かつ激甚な非常災害【法第28条の2】 阪神・淡路大震災級の極めて大規模かつまれにみる災害が発生した場合 | 非常災害【法第24条】 おおむね、死者・行方不明者が百人以上に及ぶ場合（全壊戸数なども考慮） |
| 設置権者 | 内閣総理大臣（閣議決定必要）【法第28条の2】 | 内閣総理大臣【法第24条】 |
| 本部長 | 内閣総理大臣【法第28条の3】 | 国務大臣（防災担当大臣）【法第25条】 |
| 副本部長 | 国務大臣【法第28条の3第4項】 （防災担当大臣及び内閣官房長官） | 内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命【法第25条第5項】 （内閣府副大臣又は大臣政務官） |
| 本部員 | ・全ての国務大臣 ・内閣危機管理監 ・副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうち内閣総理大臣が任命する者（内閣府副大臣（防災担当））【法第28条の3第6項】 | 内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命【法第25条第5項】 （関係省庁局長級） |
| 事務局長 | 内閣府政策統括官（防災担当） | |
| 所掌事務・ 権限 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成【法第26条第1号、法第28条の4第1号】 ・災害応急対策の総合調整【法第26条第2号、法第28条の4第2号】 ・必要な緊急の措置の実施【法第26条第3号、法第28条の4第3号】 ・指定地方行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関に対する必要な指示（本部長の権限）【法第28条第2項、法第28条の6第2項】 ・指定行政機関に対する必要な指示（緊急災害対策本部長のみの権限）【法第28条の6第2項】 | |

等

政府対策本部等の設置

| | 緊急(非常)災害現地対策本部 |
|------|---|
| 設置基準 | 被災地と緊急災害対策本部等との連絡調整及び被災地における災害応急対策推進体制の確立が特に必要な場合 |
| 本部長 | 内閣府副大臣、内閣府大臣政務官 |
| 主な役割 | 被災地の被害状況、対応状況等の把握及びそれらの本部等への連絡 被災地からの要望の把握、要望事項の本部への伝達 政府の行う施策についての被災地への広報 被災地の地方公共団体との調整 国の支援に係る人員、物資の輸送及び供給に関する連絡調整 政府調査団等による現地調査に係る連絡調整 |

都道府県の災害対応組織体制(例)



災害時における職員の派遣・応援

| 要請者 | 要請先 | 要請事項 | 根拠法 |
|--------------|-----------------------------|---|--------------|
| 都道府県知事、市町村長等 | 他の都道府県知事、市町村長等 | 当該都道府県及び市町村の事務の処理のため、職員の派遣を求めることができる | 地方自治法 |
| 都道府県知事等 | 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関 | 災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を要請することができる | 災対法第29条 |
| 都道府県知事等 | 他の都道府県知事等 | 災害応急対策の実施のため、都道府県知事等相互間で応援を求めることができる | 災対法第74条 |
| 都道府県知事 | 市町村長 | 当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる | 災対法第72条第二項 |
| 都道府県知事 | 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関等 | 応急措置を実施するため、応急措置の実施の要請、又は求めることができる | 災対法第70条第三項 |
| 都道府県知事 | 市町村長 | 応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる | 災対法第72条第一項 |
| 都道府県知事 | - | 当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき、当該市町村の市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない | 災対法第73条 |
| 市町村長等 | 他の市町村長等、都道府県知事等 | 災害応急対策の実施のため、応援を求めることができる(都道府県知事に対してのみ)災害応急対策の実施を要請することができる | 災対法第67条、第68条 |
| 市町村長等 | 指定地方行政機関の長、指定公共機関 | 災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を要請することができる | 災対法第29条 |
| 市町村 | 他の地方公共団体 | 災害時における事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を委託できる | 災対法第69条 |

広域的支援部隊による応援

| 広域的支援部隊 | 部隊の概要 | 隊数・人員数 | 活動内容 | 要請方法 |
|---------|---|----------------------------|--|--|
| 警察災害派遣隊 | <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災における反省・教訓を踏まえ、広域的な部隊派遣態勢を拡充することにより設置された部隊 | 即応部隊 約1万人 | <ul style="list-style-type: none"> 検視、死体見分及び身元確認の支援 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導 など | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をする |
| 緊急消防援助隊 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模・特殊災害が発生し、被災地の消防隊のみでは対処できない場合、都道府県ごとに部隊を編成して応援に駆け付けるもの | 4,984隊 (平成27年4月現在) | <ul style="list-style-type: none"> 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 高度救助用資器材を備えた、要救助者の検索、救助活動 など | <ul style="list-style-type: none"> 消防庁長官から出動を指示する 又は、被災市町村が属する都道府県知事から消防庁長官へ応援等を要請する |
| 自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> 各種災害の発生時に、地方公共団体などと連携・協力し、被災者等の捜索・救助、等の活動を行う | 226,742人 (平成27年3月31日現在) | <ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索及び負傷者の救助 人員や物資の輸送 など | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事等は、防衛大臣等に派遣を要請する 市町村長は、都道府県知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を求める 防衛庁長官は、要請を待つ暇がない場合は、要請を待たずに部隊を派遣する |
| 海上保安庁 | <ul style="list-style-type: none"> 海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持等 | 13,208人 (平成27年3月31日現在) | <ul style="list-style-type: none"> 海上における災害に係る救助・救急活動 海上における消火活動 など | <ul style="list-style-type: none"> 救助・救急活動が困難な場合、被災府県から海上保安庁、各管区海上保安本部に対し、職員の派遣を要請する |

大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（平成27年3月）

- 本ガイドラインは、全国に先駆けて帰宅困難者対策を行うために、官民が連携して「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、同協議会において平成24年9月にとりまとめられた最終報告をもとに、その後の検討もふまえ、特に重要と考えられる事項をとりとまとめたものである。
- 帰宅困難者対策については、可能な限り「自助」を前提としつつ、「共助」も含めた総合的な対応が不可欠であることから、国、地方公共団体、民間企業等による個別の取組だけでなく、各機関が連携・協働した取組が重要である。

1. 帰宅困難者等対策協議会の設立

- 各都市圏で、都道府県又は市と関係機関が参画する協議会を設置し、関係機関が連携して対応を検討

2. 一斉帰宅の抑制

- 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底
- 企業等における従業員等の施設内待機の推進
- 大規模集客施設や駅等における利用者の保護

3. 一時滞在施設の確保

- 都道府県や市町村の指定又は協定の締結による一時滞在施設の確保
- 床面積約3.3㎡あたり帰宅困難者等2人の受入を目安に、原則として3日間の運営を基準

4. 駅周辺等における混乱防止

- 駅前滞留者対策を講じるべき地域の特性の把握
- 市町村と関係機関が参画した協議会を設立し、駅前滞留者対策等を検討

5. 帰宅困難者等への情報提供

- 安否情報や地震情報、被害情報等の提供
- 適切な情報を提供するための体制の整備

6. 徒歩帰宅者への支援

- 水や休憩の場等を提供する災害時帰宅支援ステーションの指定と、徒歩帰宅者向けの案内図等を設置した帰宅支援対象道路の整備

7. 帰宅困難者等の搬送

- 自力での徒歩帰宅が困難な避難行動要支援者等に対する、バス等での搬送支援の検討
- 行政及び搬送に係る関係機関との協議・調整の実施

8. 国民一人ひとりが実施すべき平時からの取組

- 国民一人ひとりが、平時から発災時の事態を想定し、情報収集や徒歩帰宅等をより円滑に行えるようにするための、啓発活動等の継続的な実施

4-2.【災害応急対策】

救助・救急、医療及び消火活動

広域災害緊急医療情報システム(EMIS)

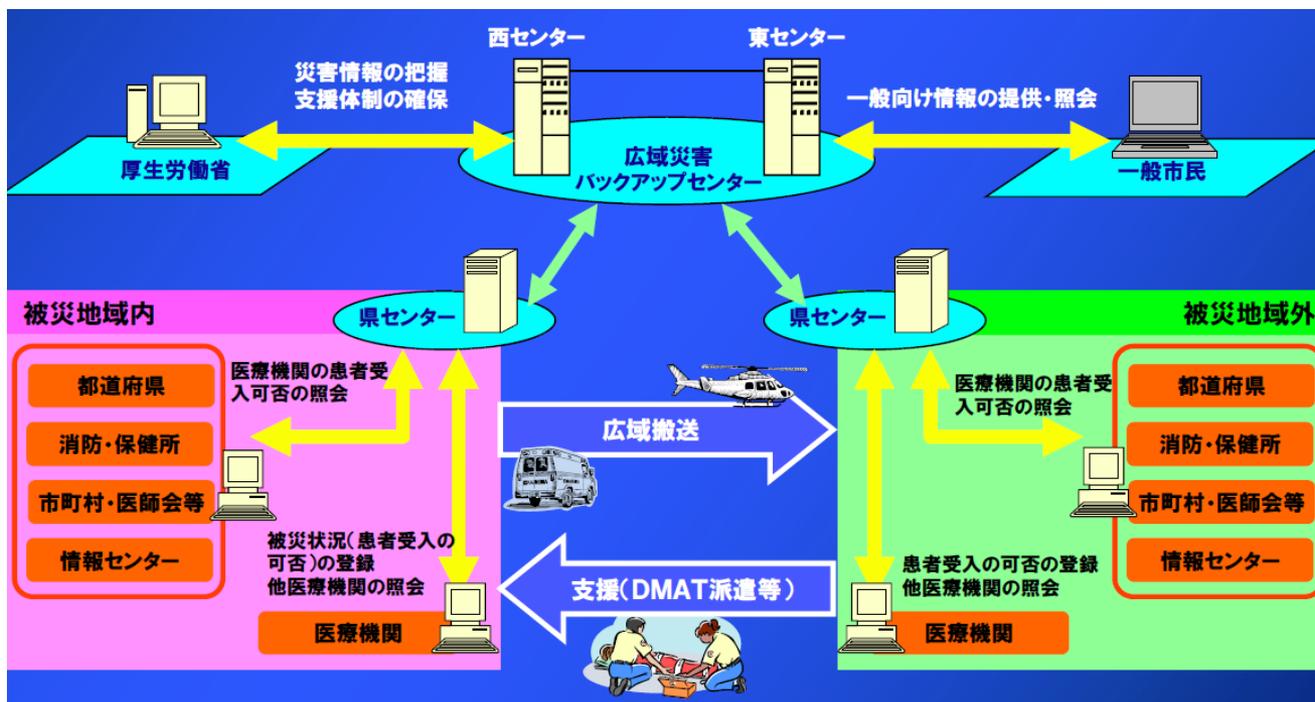
○災害時に都道府県を超えて災害医療に関わる各種情報を提供

○災害時に最新の情報を関係機関(都道府県、医療機関、消防等)へ提供

- ・ 建物施設被害の有無、患者受け入れの可否 等
- ・ 手術受入可否、重症者の受入れ状況、転送が必要な重症患者等の人数 等

○DMAT指定医療機関から派遣されるDMATの活動状況の集約、提供

- ・ 活動状況(出動、撤収等)、活動種別(本部活動、SCU活動等) 等



DMAT(災害派遣医療チーム)

- 災害急性期(発災から概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った専門的なトレーニングを受けた災害派遣医療チーム

- **チーム(隊)**

- 1隊の構成: 医師1名、看護師2名、医療事務職員1名の4名を基本とする
- 1,373隊8,798人(平成26年9月時点)

- **主な活動内容**

- 災害現場へ出動し患者の救命
- 被災地の病院支援
- 広域医療搬送(自衛隊機)

- **要請方法**

- 被災地域の都道府県から他の都道府県、厚生労働省、国立病院機構等にDMATの派遣を要請する
- 厚生労働省は派遣要請に応じ、都道府県、文部科学省、国立病院機構等に対してDMATの派遣を要請する
- 被災地域外の都道府県は派遣要請に応じ、厚生労働省と連携して、管内のDMAT指定医療機関※及び日本赤十字社支部に対してDMATの派遣を要請する

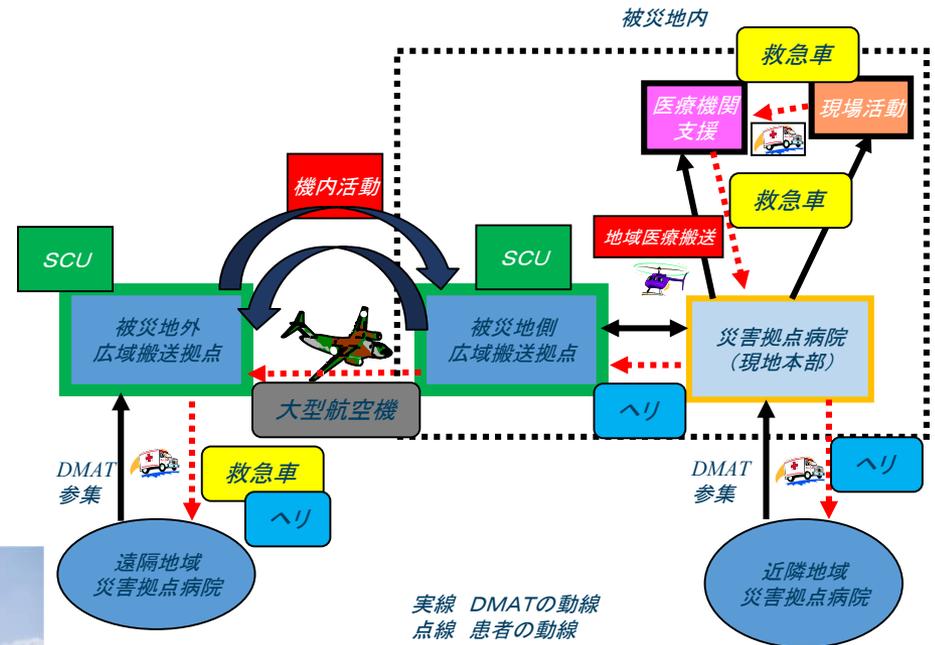
※ DMAT指定医療機関とは、DMAT派遣に協力する意志を持ち、都道府県に指定された医療機関である。
なお、DMAT指定医療機関は、災害拠点病院であることが望ましい。



広域医療搬送

○広域医療搬送とは、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう

- 被災地内の空港等に患者搬送拠点としてのSCU※を立ち上げ、被災地外からのDMATを派遣
- 自衛隊等の航空機により傷病者を被災地内から被災地外へ搬送し、待機している救急隊などにより災害拠点病院に運ばれ、迅速な高度医療により傷病者の治療を行う



※ SCU (Staging Care Unit) : 航空搬送拠点臨時医療施設。

※ 地域医療搬送 : 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送 (県境を越えるものを含む) であって、広域医療搬送以外のものをいう。

災害拠点病院

○災害拠点病院は、災害時に災害医療を行う医療機関を支援する病院

地域災害拠点病院

- 以下の機能を有する病院
 - 多発外傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
 - DMAT等の受入れ・派遣機能
 - 傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 等
- 原則として二次医療圏毎に1か所整備〔561病院指定済(H23.7時点)〕

基幹災害拠点病院

- 「地域災害拠点病院」の機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす病院
- 原則として都道府県毎に1か所整備〔57病院指定済(H23.7時点)〕

《改正の背景》

首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ

法律の概要

緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 (災害応急措置として創設)

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等
に対して移動を命令
 - ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら
車両を移動
- (その際、やむを得ない限度での破損を
容認し、併せて損失補償規定を整備)



(首都直下地震における八方向作戦の例)



車両移動のための具体的方策
(例: ホイールローダーによる移動)

4-3.【災害応急対策】

被災者支援、被災地支援

避難所運営体制整備

○市町村には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが必要

発災後における対応

1. 避難所の設置と機能整備

- ・設置した避難所の数が不足する場合、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ
- ・避難所不足時に優先的に入所させる避難者の検討
- ・バリアフリー化、福祉避難室用のスペースの確保、男女別トイレ等の確保

2. 避難所リスト及び避難者名簿の作成

- ・開設している避難所のリスト化
- ・氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した「名簿」の作成
- ・避難者名簿から被災者台帳への引き継ぎ

3. 避難所の運営主体

- ・運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化
- ・様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営

4. 福祉避難所の管理・運営

- ・必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等に当たる介助員等の配置

5. 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等

- ・避難所における食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供
- ・各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備

6. 被災者への情報提供

- ・被災者・要配慮者への情報の提供
- ・市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルートの確立

7. 相談窓口

- ・様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置
- ・就労支援等の相談窓口の設置

8. 在宅避難

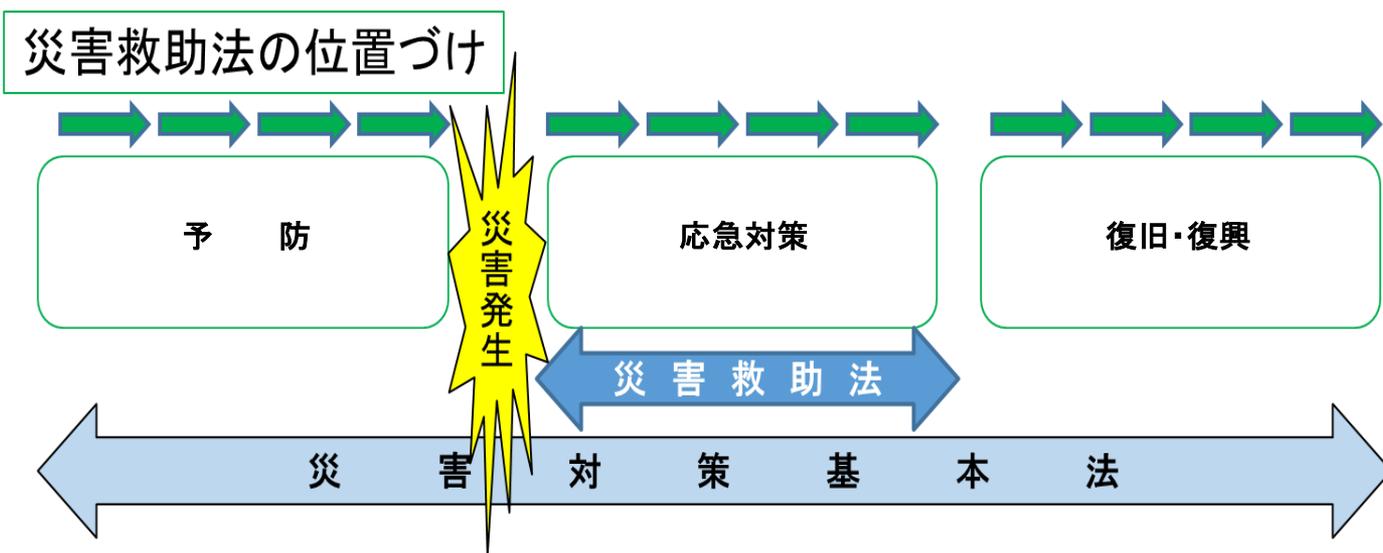
- ・在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への見守り機能の充実・支援物資提供等
- ・被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施（状況把握等）

災害救助法の概要

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う
- 救助に要する費用は都道府県が支弁するが、費用が政令で定める額以上の場合、費用と都道府県の普通税収入見込額の割合に応じて国が一部負担する

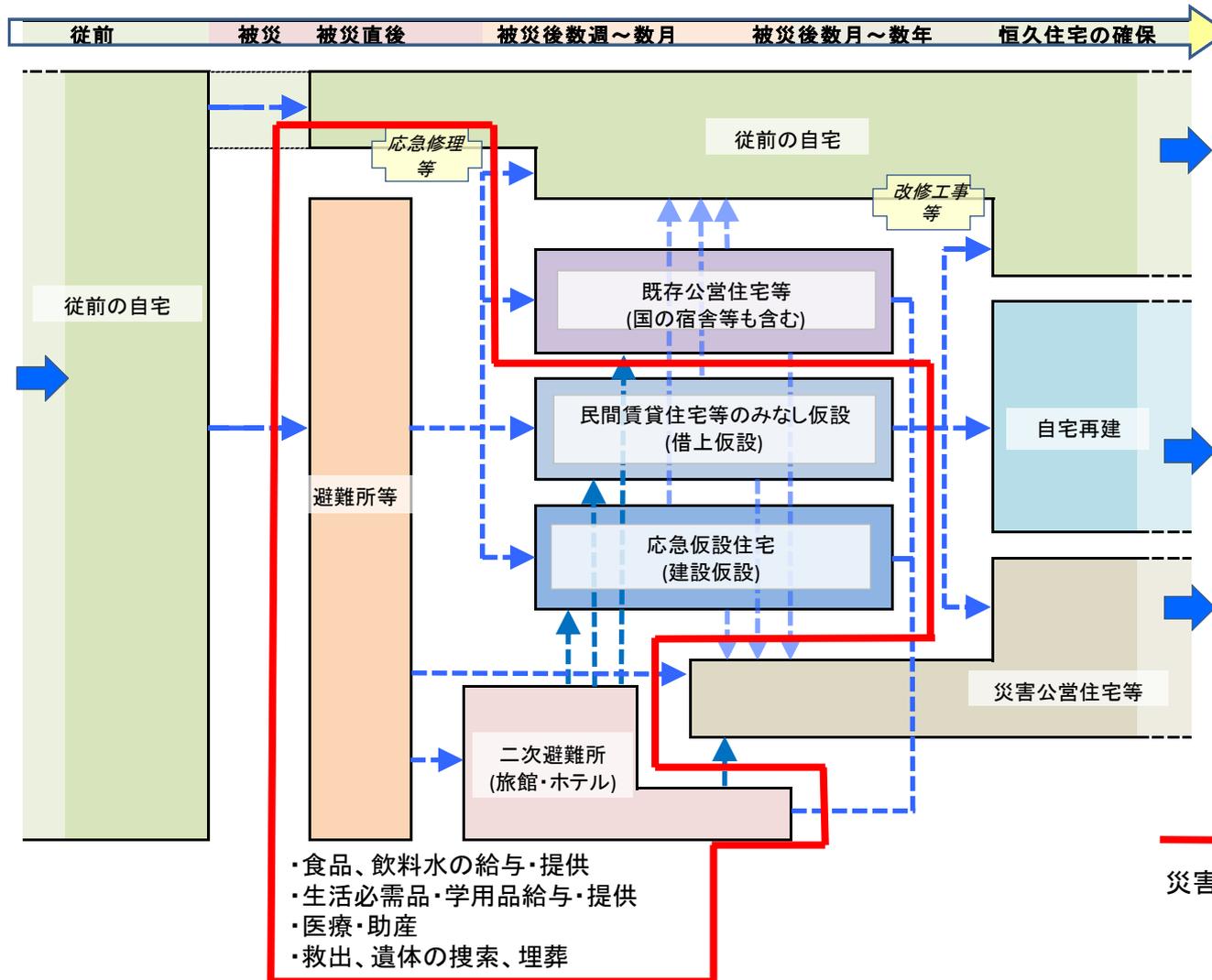
<救助の種類>

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- ご遺体の捜索・処理
- 障害物の除去



住まいの視点からみた災害救助法の救助

- 避難所から従前の自宅などの恒久的な住宅等への移行については、多様な方法がある
- 住まいの視点から見た災害救助法の救助の対象は、避難所、ホテル等の2次避難所、応急仮設住宅(建設仮設)、民間賃貸住宅の借り上げ、応急修理等である



応急仮設住宅の提供

○都道府県が避難者の健全な住生活の早期確保を図るために
内閣府と調整の上**応急仮設住宅を提供**した場合、災害救助法の対象

- 応急仮設住宅には、新たに建設する以外に、民間賃貸住宅の借り上げにより確保する方法もある
- 応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年
- 50戸以上の場合、応急仮設住宅の建設に合わせて集会所の設置が可能。(10～50戸未満の場合は、応急仮設住宅の中に談話室の設置が可能)
- 市町村は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う
 - 安心・安全の確保
 - 孤独死や引きこもりなどを防止(心のケア含む)
 - 女性の参画を推進し、生活者の意見を反映



被災者台帳の整備について

○被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するもの
(災害対策基本法第90条の3、第90条の4、災害対策基本法施行規則第8条の4～第8条の6)



○関係部署による情報共有による重複の排除

- ・各部署で同様の情報を収集するための手間を排除(いずれかの部署で収集し、共有する)による時間・コスト等の軽減
- ・罹災の状況等、市町村内の他の部署が有している情報を何度も被災者に申請させる必要がなくなる



○迅速な対応

- ・援護を実施する部署において、必要な情報を有することとなるため、被災者の援護について、迅速な対応が可能



○援護の漏れ、二重支給等の防止

- ・援護の資格を有する(対象者である)被災者の状況を的確に把握し、漏れを防止
- ・二重支給や他の援護を受けていた場合、援護対象から外れるような要件があるものについて、要件に合致するかどうかを把握可能

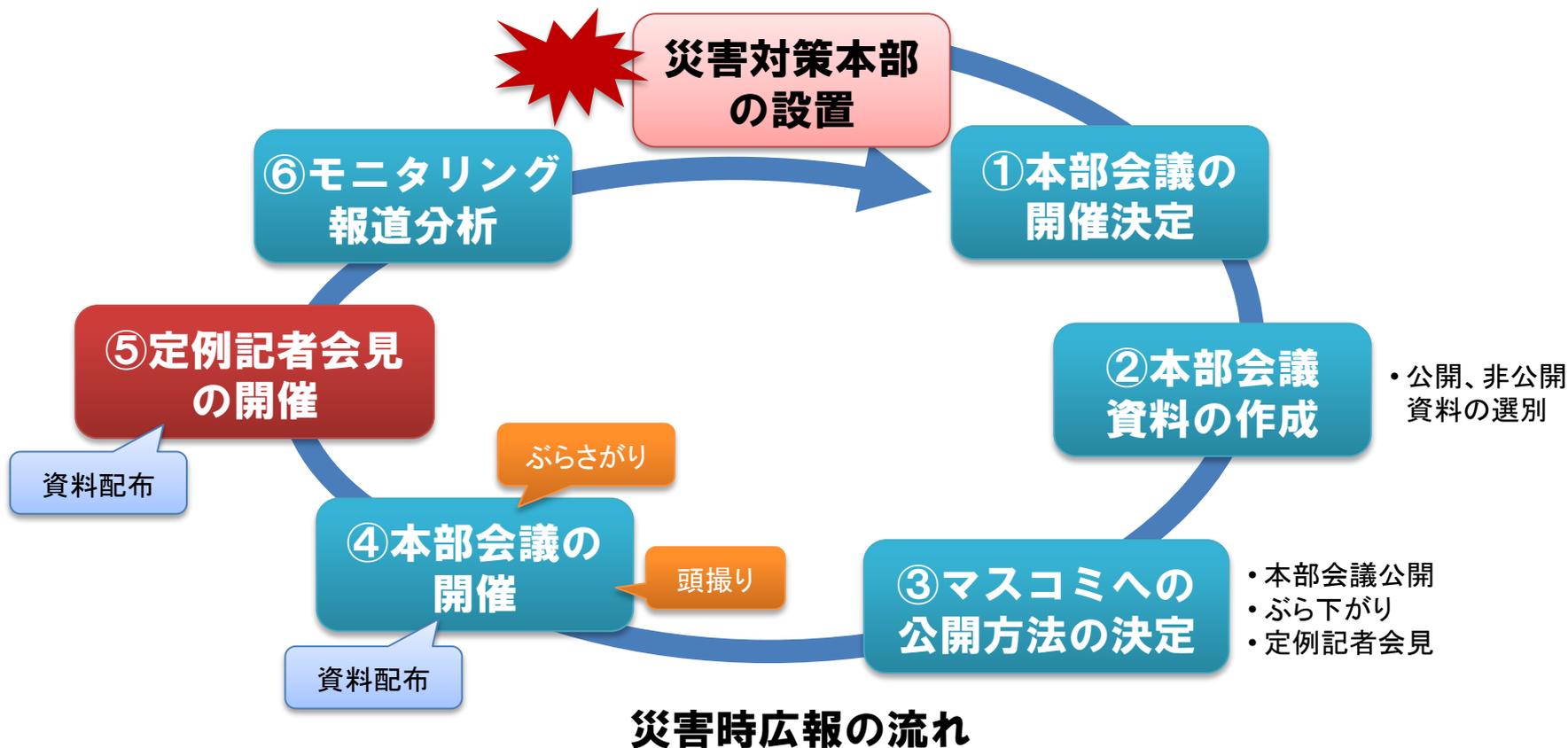


○被災者の負担軽減、的確な援護実施

- ・被災者が複数の援護担当部署で何度も同様の申請を行わずに済む
- ・他の地方公共団体との情報共有により、市町村が総合的な対策・助言を実施可能となる
- ・本人同意等の手続を経ることにより、公共料金等の減免に必要な情報についても、市町村から関係事業者へ提供可能となり、被災者からの申請等手続き軽減が期待される

「災害応急対策」のまとめ

- 災害対応の目標と対応方針を明確に示す
 - ・数ある課題の中で、優先課題が何かを示す
 - ・「被災者の救命・救助を第一に」等の目標とそのために対応方針を具体的に示す
- 将来の災害対応の見通しを明確に述べる
 - ・被災者に見通しを示すことで、安心感や信頼感を持ってもらう
- 関連機関・団体や市民からの協力を仰ぐ

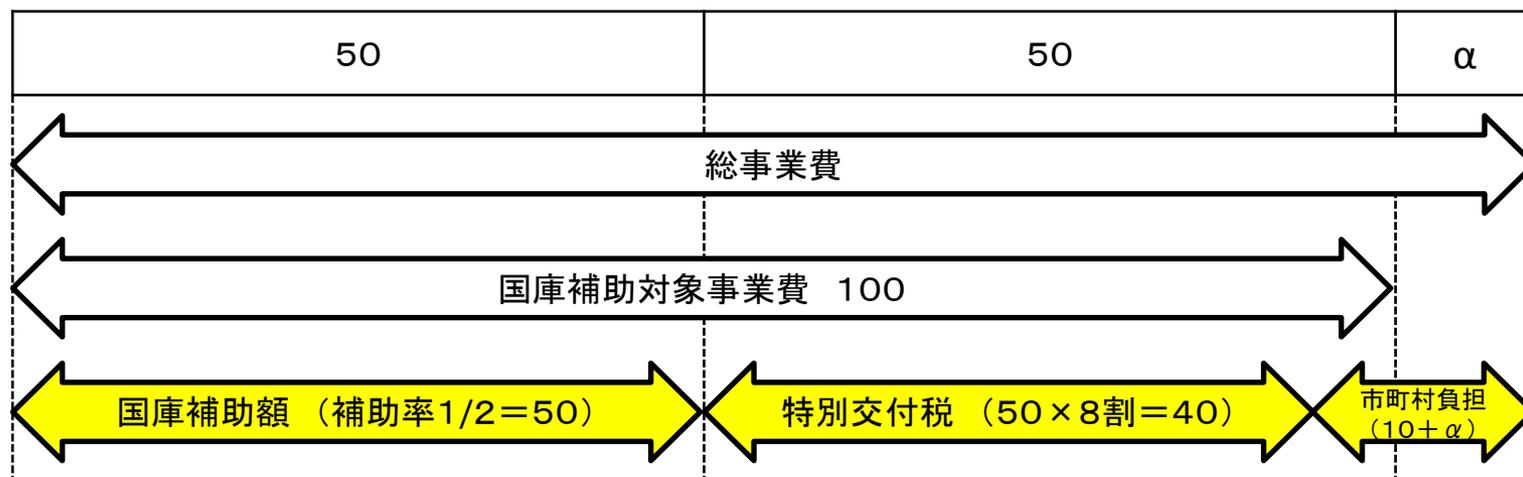


4-4. 復旧復興

災害等廃棄物処理

- 「災害等廃棄物処理事業費補助金」は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受け発生した災害廃棄物を処理するため、廃棄物処理法第22条の規定により、被災市町村へ財政上の支援を行うもの
- 事業主体は市町村、補助率は1/2
- 自治体負担部分の1/2(いわゆる補助裏)に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされる

(負担割合のイメージ)

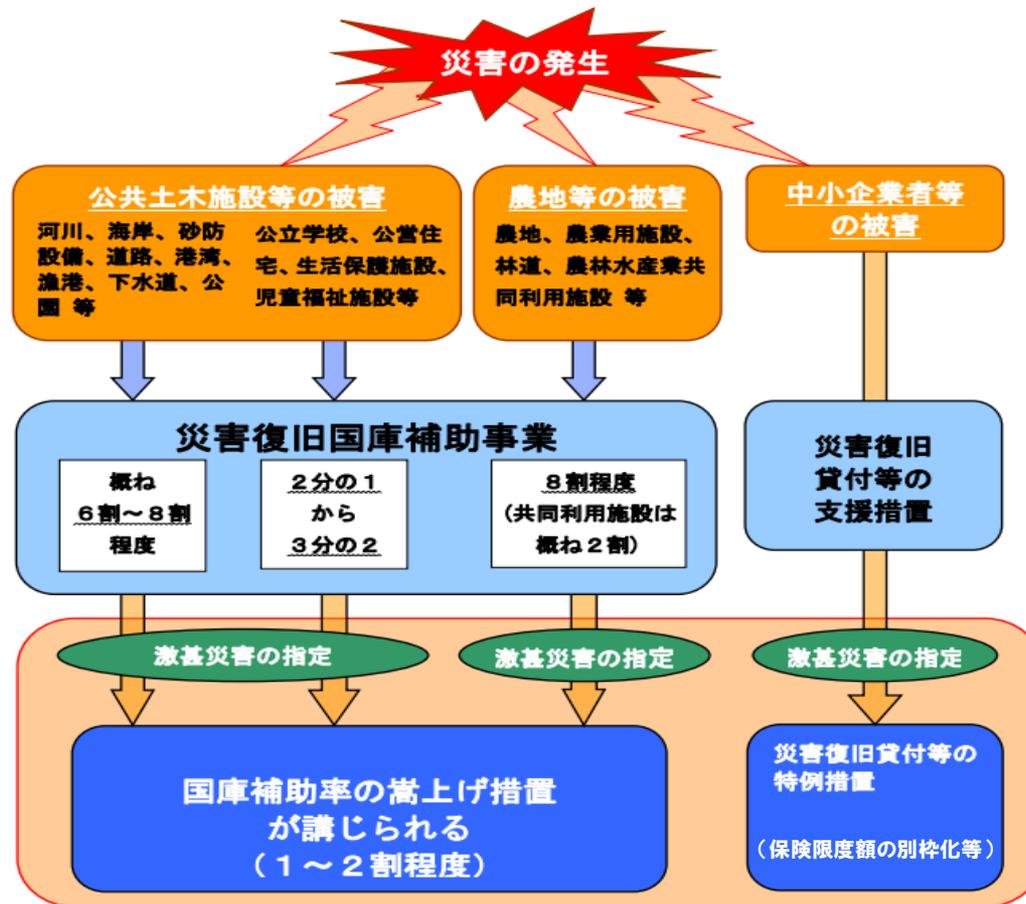


激甚災害制度

- 激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を行うもの

〈激甚災害制度の概要図〉

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律



本激: 対象地区は全国
局激: 対象区域(市町村)
を明示して指定

罹災証明書

- 市町村長は、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが、義務付けられている
- 罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている

<被災から支援措置の活用までの流れ>

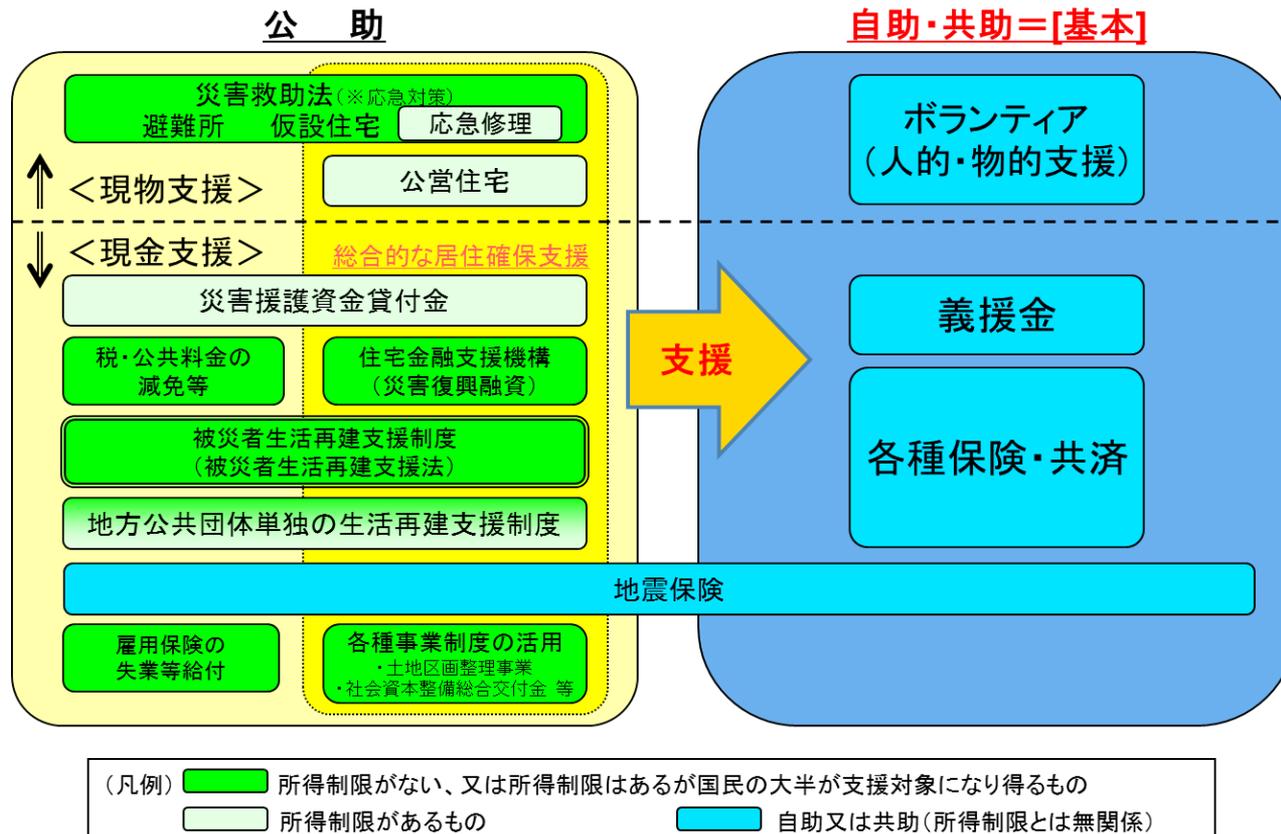


<各種被災者支援等>

- 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
- 融資 : (独)住宅金融支援機構の融資、災害援護資金 等
- 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等
- 現物支給 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理

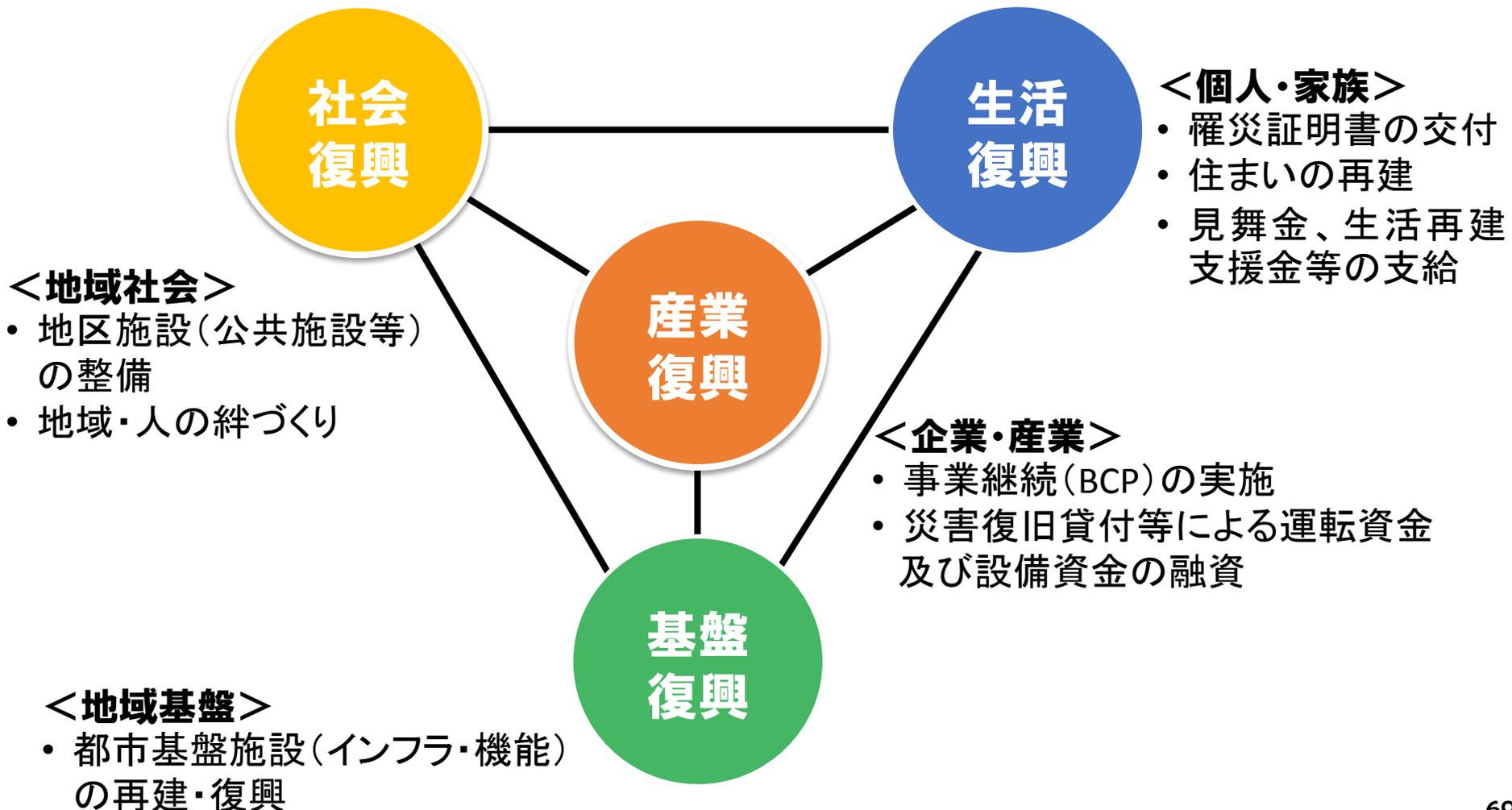
生活再建等の支援

○居住の確保は、保険、共済等の「自助・共助」が基本であるが、被災者自らの努力で居住安定を確保しようとする場合に、「公助」でそれを側面的に支援するというもの



「復旧復興」のまとめ

- 被災の状況や地域特性等を踏まえて、生活・社会・産業・都市の復旧・復興をバランスよく、迅速・計画的に推進する



● 教訓伝承

- **想定外が発生する**
- **準備したものでなければ機能しない**
- **避難の空振りには許されるが見逃しは許されない**
- **最悪の事態を想定して行動せよ**

5. 参考

防災に関する主なガイドライン等

| 区分 | 資料名 | 作成時期 | URL | 備考 | | |
|---------|---------|----------------------------------|---------------------------------|---|---|--------------------------|
| 避難・警報 | 判断・伝達 1 | 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成27年度) | 平成27年8月 | http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/150819_honbun.pdf | 内閣府(防災担当) | |
| | 要配慮者 2 | 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 | 平成25年8月 | http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-honbun.pdf | 内閣府(防災担当) | |
| | 土砂災害 3 | 土砂災害警戒避難ガイドライン | 平成27年4月 | http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000016.html | 国土交通省 | |
| | 噴火 | 4 | 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引(内陸型火山編) | 平成24年3月 | http://www.bousai.go.jp/kazan/pdf/20120327_tebiki_nairiku.pdf | 内閣府(火山情報等に対応した火山防災対策検討会) |
| | | 5 | 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引(島しょ型火山編) | 平成24年3月 | http://www.bousai.go.jp/kazan/taisakusuishin/pdf/20120327_tebiki_tousyo.pdf | 内閣府(火山情報等に対応した火山防災対策検討会) |
| ハザードマップ | 6 | 洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版) | 平成27年7月 | http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/pdf/manual_kouzuishinsui_1507.pdf | 国土交通省 | |
| | 7 | 洪水ハザードマップ作成の手引き(改訂版) | 平成25年3月 | http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html | 国土交通省 | |
| | 8 | 火山防災マップ作成指針 | 平成25年3月 | http://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/pdf/20130404_mapshishin.pdf | 内閣府(防災担当)、消防庁、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁 | |
| 避難所 | 9 | 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 | 平成25年8月 | http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/kankyokakuho.html | 内閣府(防災担当) | |
| | 10 | 地域主役の避難所開設・運営訓練ヒント集 | 平成25年3月 | http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/gensai/pdf/hinto_web_2013_all.pdf | 内閣府(防災担当) | |
| 計画地区 | 11 | 地区防災計画ガイドライン | 平成26年3月 | http://chikubousai.go.jp/basic.php?eid=00006 | 内閣府(防災担当) | |
| 計画業務 | 12 | 地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 | 平成22年4月 | http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumu/keizoku/index.html | 内閣府(防災担当) | |
| | 13 | 市町村のための業務継続計画作成ガイド | 平成27年5月 | http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumu/keizoku/index.html | 内閣府(防災担当) | |
| その他 | 14 | 大規模地震防災・減災対策大綱 | 平成26年3月 | http://www.bousai.go.jp/jishin/jishin_taikou.html | 内閣府(防災担当) | |
| | 15 | 避難確保・浸水防止計画作成の手引き(水防法) | 平成27年7月 | http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/41_1507.pdf | 国土交通省 | |